

平成30年第1回ニセコ町議会定例会 第3号

平成30年3月13日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 請願第 1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める請願
(総務常任委員会報告)
- 4 一般質問

○出席議員（10名）

1番 木下裕三	2番 浜本和彦
3番 青羽雄士	4番 斉藤うめ子
5番 竹内正貴	6番 三谷典久
7番 篠原正男	8番 新井正治
9番 猪狩一郎	10番 高橋守

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副 町 長	林 知己
会 計 管 理 者	千葉敬貴
総 務 課 長	阿部信幸
総 務 課 参 事	黒瀧敏雄
企 画 環 境 課 長	山本契太
税 務 課 長	芳賀善範
町 民 生 活 課 長	横山俊幸
保 健 福 祉 課 長	折内光洋
農 政 課 長	福村一広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	藤田明彦
商 工 観 光 課 長	前原功治
建 設 課 長	高瀬達矢

上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	桜 井 幸 則
財 政 係 長	川 埜 満 寿 夫
代 表 監 査 委 員	小 松 弘 幸
教 育 長	菊 地 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 紀 孝
町 民 学 習 課 長	佐 藤 寛 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	高 田 生 二
幼 児 セ ン タ ー 長	酒 井 葉 子
農 業 委 員 会 長	荒 木 隆 志

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、新井正治君、9番、猪狩一郎君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（高橋 守君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、代表監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、去る3月9日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に篠原正男君、同副委員長に木下裕三君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 請願第1号

- 議長（高橋 守君） 日程第3、請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

青羽総務常任委員長。

- 総務常任委員長（青羽雄士君） それでは、私のほうから委員長報告させていただきます。

去る3月8日の本会議におきまして当委員会に付託されました請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める請願は、3月9日、委員4名出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意は妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 報告が終わりました。

これより請願第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める請願の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第4 一般質問

○議長（高橋 守君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

猪狩一郎君。

○9番（猪狩一郎君） 通告いたしましたとおり、国旗、国歌について町長、教育長に質問いたします。

平昌オリンピックも盛会のうちに終了いたしました。自国の国旗に誇りと尊厳を持ち、選手たちが翻していたのは、どのステージでも感動いたしました。選手たちは、平和の使徒として、他国との親和や和睦のために大変重要な役割を果たしていると思います。

スポーツ以外の場面でも国旗や国歌は日本を象徴する大切なシンボルです。日本国民、国際都市ニセコ町民として、子どもたちが日の丸や君が代を正しく理解できるよう方策を考えて進めていくのは今がチャンスだと思います。町長、教育長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの猪狩議員のご質問にお答えいたします。平昌オリンピックでの日本選手の

活躍に多くの皆さんが感動したことと思います。私も小平奈緒選手や高木美帆選手の活躍、道産子カーリングチーム、ロコ・ソラーレ北見など、多くの日本選手の活躍に胸を熱くいたしました。

町でも町民の皆様が一堂に会する町民ふれあい運動会では、国歌に合わせて国旗の掲揚を行っているところでございます。今後とも国旗、国歌を大切にしていまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。私からもただいまの猪狩議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、国旗や国歌を尊重することは、我が国への理解はもとより諸外国への理解や世界平和にもつながることだと捉えております。学校教育における国旗、国歌の指導につきましては、学習指導要領に基づき児童生徒に我が国の国旗、国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗、国歌も同様に尊重する態度を育てる観点により、社会科や音楽科などにおいて適切な指導に努めているところでございます。また、これに基づき主な学校行事などにおいても、国旗の掲揚や国歌の斉唱を行っております。

今後も適切な指導に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 歴史をさかのぼってみますと、日の丸については今から164年前ですか、1853年ごろ、アメリカのペリー一行が三浦半島の浦賀沖にあらわれまして、徳川幕府に開国を迫ったということでございます。そのときの交渉を何とか1年延ばしてもらったということで、そのとき忠告されましたのは、日本の船の周りに寄ってきますけれども、ナショナルフラッグ、俗に言う国旗がついていないということはどこの国の船かわからないから、撃沈してもよいことになっていきますので、今度来るまでには日本の船には日本の国旗をつけるようにと言われております。そして、薩摩藩士の島津斉彬が日本の将来は古代から日本人が命の恩として愛してきた輝く太陽のようであればならぬということで、太陽のマークである日の丸を提案したそうであります。幕府の中には白地に中黒というのですか、中一文字で、そっちをと両方でもめたそうでございますが、それを水戸の徳川斉昭さんが最終意見をまとめられまして、海防参与であったため、日の丸を日本の国旗にするということを命じまして、1854年の7月11日付で正式に日の丸を国旗にするということを天下に布告されたということでございます。日本という国の名前は、ご存じのように、日が本、日の本、すなわち太陽だということです。太陽の恵みに感謝をして、皆で明るく楽しく互いの主義や主張をよく理解し合って、元気に豊かに生きる、これが日本人の原形でなかろうかなと思います。それを形にしたのが今の太陽のマーク、国旗でなかろうかと思っております。実にシンプルで、世界に本当に誇れる存在感のある国旗ではなかろうかと思っております。

また、君が代は、世界で最も古いと言われて、ギネスブックにも載っているそうでございます。1228年ごろ、「和漢朗詠集」という歌集に出ているそうでございます。また、その本歌はその200年前に905年につくられた「古今和歌集」に載っているそうでございます。詠み人はわかりませんけれ

ども、本歌は君が代が我が君になっているということは、その時代、女性の尊敬した、愛したりした男性に用いる言葉だそうでございます。ということは、国歌、君が代の本歌は、平安時代のある女性が敬愛する男性に贈った恋の歌だということです。今でいうラブレターでございます。それは、よきものは性別を超え、年代を超え、そういう恋歌を国歌にした日本人の心の広さ、寛容さに本当にすばらしいことではないかと思っております。ただ、明治時代、さまざまな行事に天皇の前で歌うようになったことから、誤解を招くようなことがありましたことは本当に悲しいことでございます。99年に国旗、国歌の制定がなされたからといって義務的に行うことではなく、自主的に正しく理解されていく方法を考えてもらいたいが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 国旗、国歌について歴史的に振り返っていただきまして大変ありがとうございます。私ども教育もそうでありますが、まちづくりもともに郷土愛から出発して、日本の国民愛へと発展していくものではないかと思えます。その象徴が国歌であり、国旗であろうというふうに思っておりますので、引き続きまちづくりにおいても国旗、国歌を大切に、これからも進んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいま本当に歴史的な経緯についてお話をいただきましてありがとうございます。学校教育の現場におきましては、国旗、国歌につきましては法律でも定められているところでもありますし、先ほど申し上げましたとおりに国旗については日本、我が国のみならず諸外国の国旗もあわせて子どもたちがきちっと理解をすると、そして尊重する態度を育てるということと、国歌、君が代に関しましては、全学年において正しく歌えるようにするという目標がありますので、それに従って学校のほうでも指導に努めているところでもあります。間もなく卒業式もありますけれども、子どもたちも毎年儀式的な卒業式、入学式においても元よく歌っておりますので、その点ご理解をいただければありがたいかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） あしたから全員日の丸を振って、君が代を歌えとは決して申ししておりません。過去に不幸な出来事がありまして、その結果全ての価値観を否定してしまったことは、余り自虐的にならず、反省すべき点は反省し、歴史を直視してから恒久平和と和を貴ぶ日本人として、もう少し日本の歴史と伝統を学び、ニセコ町民でよかった、日本人でよかったと思える自信と誇りを持つことが日本、そして外国人が大勢来る観光都市ニセコ町のおもてなしだと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今ご意見ございましたとおりに、海外からもたくさん来られています。私どもの役場に例えばオーストラリア大使館の方が来られた場合については、日本国旗とオーストラリアの国旗をテーブルに置いて歓迎をさせていただいて、両国を尊重する、そういう態度を養いつつ、ニセコ町のPRも行っているところであります。引き続きそういった海外に向けても日本の国旗、

国歌を大切に、そういう風土を訴えてまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、篠原正男君。

○7番（篠原正男君） おはようございます。3問予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、それぞれ通告に従いまして、まず1点目でございますが、町有施設の耐震性とその対応についてお伺いいたします。東北大震災からこの3月11日で7年を過ぎようとしておりますが、この間熊本の大地震とかさまざまな面での地震災害というのが全国各地で発生をしております。町有施設の耐震性とその耐震化に関する整備状況についてどのように進められているか町長の所見をお伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの篠原議員のご質問にお答え申し上げます。

耐震改修促進法に規定する公共施設の特定建築物は、役場庁舎、体育館、学校、公営住宅でございまして、18施設ございます。そのうち建築基準法改正前、これは昭和56年以前のものでありますが、耐震基準で設計されたニセコ小学校体育館、総合体育館、役場庁舎の3施設についての耐震性確保が必要となっております。これまで平成24年にニセコ小学校体育館と総合体育館を改修し、耐震性を確保しておりますが、役場庁舎については現在新庁舎の基本設計を終え、今後新庁舎として整備する予定となっております。また、耐震改修促進法に規定する特定建築物には該当しておりませんが、地域防災計画において避難所として指定されているニセコ高校体育館が改正前の耐震基準で設計され、耐震性が十分でないということがわかっており、平成30年度においてニセコ高校体育館の耐震改修を行うこととしております。このほか西富地区町民センターについても耐震度がなないということがわかっておりますので、現在整備する方向で地元の各自治会の意見を把握し、検討の熟度を高めていくということにしておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） それでは、法律に基づく施設等については現在進められている。また、法律に基づかないが、いわゆる防災計画等に基づく避難所としての耐震性はないというようなことからニセコ高校の耐震工事と、それと西富町民センターを今後進めていきたいということでございますが、私自身は少し別な観点から物事を考えておまして、国の法律では余りにも大きなもの、もしくは人がたくさん集まるものを対象としている。一方では、町有施設の中では例えば職員住宅ですとか教職員住宅ですとか、特に教職員住宅については昭和30年代につくられたものがまだ現存していると。そういうものをきめ細かく対応していくということが今後必要でないのかなというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま篠原議員おっしゃるとおり、国の基準には基づかないけれども、実際どうなのだというのは幾つかございます。それらについても今後調査しつつ、財政バランスも当然ありますので、そういったことも踏まえて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 調査しつつということでございますが、当然調査した結果計画性が生まれて、また計画に基づいて進行管理がされるというふうに考えますが、その辺のストーリー性といいますか、将来に向けてどのようにもう少し具体的に考えておられるのかという点と、先ほどお話がございました西富町民センターの改修にかかわっての具現化について、現在の段階でわかる範囲で結構でございますからお知らせいただければというふうに思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 各公共施設、それから行政財産につきましては、今後町全体の財政のライフサイクルといいますか、そういったものもありますので、そういったバランスを見つつ検討してまいりたいというふうに考えております。

また、西富地区町民センターにつきましては、これまで西富地区町内会の皆さんとの話し合いは何回か進んでおりまして、それ以外の、西部全般を対象とする町民センターでありますので、その他の瑞穂地区でありますとか桂、昆布、こういったところの意見を聞いて、補助金をどうしてももらわなければならないというふうに思っておりますので、この辺の状況を確認しつつ、できるだけ早目に整備していきたいという考えでおります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 次。

○7番（篠原正男君） 2点目でございます。昆布川の治水対策にかかわってでございます。近年の集中豪雨等による自然災害の全国的な発生状況に鑑み、特に急峻な傾斜地から河岸段丘面の発達した地形までの距離が比較的短い河川の氾濫が危惧されます。町内を流れる河川のうち、特に昆布川の河床のれき堆積が進んでいるように見受けられます。大きな被害が発生しないよう早急な対策が必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

昆布川の治水対策についてであります。北海道が管理する昆布川につきましては、平成23年9月の大雨のときに西富地区の皆さんに避難勧告を発令した経緯があり、特に河床が上昇しているJR函館本線及び国道5号線付近は、増水による橋の流失も懸念されているところでございます。近年の大雨や局所集中豪雨により各地で大きな被害が多発していることから、河川の治水対策は急務であると考えており、昆布川における河床の掘削、河道の拡幅、護岸整備などについてこれまで河川管理者である北海道や関係機関へ強く要請をしてきたところでございます。小樽建設管理部、蘭越出張所、黒松内事業所の担当のほうに確認したところ、現在平成30年度において調査する予算が確保できる見込みとお聞きしております。今後これらの情報収集に努めつつ、早急に昆布川の安全に向けての改修に着工できるよう、さらに要請活動を強化してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 今のお答えの中で、特に平成30年度においての予算の確保の見通しがあるというような大変前向きな部分が引き出せたと、北海道から引き出せたということについて感謝を

申し上げたいというふうに思います。

また、この間の努力、さまざまな職員や町長を初め多くの関係者の努力に敬意を表したいというふうに思うのですが、昆布川も先ほど町長がおっしゃったいわゆる下流域の尻別川と合流する部分も確かに氾濫する危険性もあるのですが、その上の旧桂中学校跡地の現在新たな水田を農地再編計画の中で進められたところがそこも非常に河床面が上昇していて、水田と河床面がほぼ同じぐらいの状況にあると。そういうところもぜひとも職員の方、もしくはご自身が具体的な現場を見て早急に対応していただくという、そういう努力もまた必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、ご承知のとおり、昆布川は蘭越町とニセコ町の境界に当たる川です。当然右岸、左岸で両町のいわゆる行政区域が変わるということから、工事は同じでも蘭越町側から始めるのか、ニセコ町側から始めるのかというあたりも、これも大きな問題になるのかなというふうに考えますので、その点もしどのよう理解されているのかわかればお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの桂中学校跡の地区含めて現地現場主義で、現場もきちっと把握してということですので、その点は十分注意をし、また実際に調査に入る段階でも我々も一緒になってこういった地域の情報も土現（北海道小樽建設管理部）なりに伝えていきたいというふうに思っております。

また、昨年蘭越町と一緒に金町長と道の土木部長のほうにこれについては昆布川何とかしてくれと要請行っておりますので、今後ともその辺実際調査に入る段階で蘭越町とも歩調を合わせつつ強力に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、引き続きお願いをしたいというふうに思います。

また、篠原議員におかれましては、地域の皆さんと一緒に各関係機関回っていただいたということで、これも今回大きな力になったということで、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次。

○7番（篠原正男君） 3点目でございます。遊休地の活用と緊急国営農地再編整備事業の活用についてということですが、さまざまな理由により遊休地として長年放置されている畑や水田跡が散見されます。過去に景観等の向上の観点から、その活用方策について議論されたことも記憶しております。しかし、本町の農業振興にとって農地の確保は大きな課題だというふうに私は考えております。この際、現在進めている国営農地再編整備事業を活用して遊休地を再整備し、活用する方策がとれないかどうか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ニセコ町の農地は、沢地に挟まれた傾斜地が多い地形的要因から圃場区画が小さく、加えて排水不良、石れきの混入など生産性の低い圃場が多く、担い手への円滑な農地の利用集積の障害となっており、議員ご質問のとおり、長年耕作されず遊休化した耕作放棄地が散見され、今後の増加も懸

念されていたところでございます。こうしたことも踏まえ、平成26年10月に4年間の地区調査を経て、全町を対象とした国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区がスタートし、この事業計画において耕作放棄地約8.6ヘクタール、耕作放棄地となるおそれのある農地291.1ヘクタールの基盤整備を盛り込み、今後順次必要な整備を行っていく計画としてございます。

篠原議員ご指摘の国営事業の活用ですが、計画時において地権者の同意を得て、可能なものは既に取り込んでいるところでございます。なお、事業の制度上、当初の計画に盛り込んでいない新たな受益者の取り込みはできないということになっておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

また、農業委員会では、平成25年度の農地法の改正により耕作放棄地対策が強化され、それに伴い毎年度農地の利用状況調査と遊休農地の所有者に対する意向調査が義務づけられております。農政課でも荒廃地調査を実施しているところでございます。引き続き町と農業委員会が協力をして、遊休農地や耕作放棄地を発生させず、優良農地を確保してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） 国営農地のほうでの対応というのは難しいということでもございました。ただ、残念なのは、その前に遊休農地の活用にかかわっては、いわゆる私的財産の不利益処分該当のおそれがある。むやみ勝手に町が処分することはできないというのは十分承知をしているのですが、本町の農業にとってこの後のことを考えると、いかに優良農地を確保するかということが私は最優先すべき事項ではないのかなというふうに考えております。特にTPPやEPZでしょうか、関税障壁が取り払われて自由な経済になったときに生き残るのは、私は優良農地を持って、もしくはしっかりとした輪作体系の中で作物をつくっていくという、そういうことがやっぱり大事なのかなというふうに考えております。私は、この辺を大切にすべき課題と考えますが、先ほど来将来にわたって優良農地の確保も課題というようにおっしゃってございましたけれども、さらに深い考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほど答弁させていただきましたが、国営のこの農地整備、緊急農地再編整備事業と途中で切りかわったのでありますが、その緊急の意味が耕作放棄地を取り込むということの大前提があつた国営事業でありまして、今回それらのことでこの4年間の間に耕作放棄地8.6ヘクタール、それから耕作放棄地となるおそれがある農地、いわゆる遊休農地も含めてこれは291.1ヘクタール計画段階で既に相当数実はずみで、今回国営事業に加えているところであります。それ以外のところで農地として本当に使える農地があるかという、ちょっともう一回見詰め直さなければならぬかというふうには思いますが、今後今入れ込んでいる農地が遊休地化しないように、そこはしっかり農業委員会とも連携をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

また、今全くの計画、計画というか、これからの話であります。絹丘に土地をいただいておりますので、これが将来そういったものの一つとして使えるかどうか、これは現地の状況を見ながら、また協議をしてみたいと、このように考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） ちょっと質問が前後して申しわけございませんが、では町で押さえている遊休農地といたしますか、遊休農地の全体の平米数といたしますか、何町あるのか。そのうち何町を今回の緊急国営事業で取り込めたのかという、その点をもしわかればお知らせいただきたいと思ます。

○議長（高橋 守君） 福村課長。

○農政課長（福村一広君） それでは、篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、前提として農業委員で農地を把握している部分については、農業委員会は現況農地主義と言われまして、現況が農地であるということを委員会のほうで認定されたものを対象に精査しているところがございます。国の法律に基づきまして現在農地面積が2,762ヘクタールでございます。そのうち農業委員会のほうで遊休農地として国のほうに報告しているいわゆるA耕作地、再生が可能な農地と考えているのが7ヘクタール18筆、それからB耕作地、これが7筆17ヘクタールを報告しているところがございます。それ以外の公簿地目農地と言われるものは、農業委員会では基本的に管理しておりませんが、こちらのほうも相当数ございますけれども、こちらのほう一部国営農地に取り込んで整備するというので、農業委員会で把握している数値と、それから国営で取り込む数値は少しそごがあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 藤田室長。

○国営農地再編推進室長（藤田明彦君） 国営緊急農地再編整備事業で取り込んだ面積につきましては、先ほど町長のほうが答弁で申し上げたとおりでございます。ニセコ町全町で8地区で8.5ヘクタール、これが耕作放棄地と呼ばれる部分でございます。それと、耕作放棄地となるおそれがある農地、これにつきましては事業が完了時点で65歳以上で後継者のいないという条件の農地が対象となっております。この事業で整備を行わなければ条件も悪く、借りる農家もないということで、将来的に荒廃するおそれがあるということで、我々の事業の中でおそれがある農地ということで291.1ヘクタール事業カウントしているところがございます。

それで、事業については、予算等も見ながら順次これから整備を進めていく予定でございますので、ご理解をお願いしたいなというふうに思ます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次に、斉藤うめ子議員。

○4番（斉藤うめ子君） おはようございます。通告に従いまして、5件一般質問をさせていただきます。

1点目、学校給食費無料化の実施について。全国では、学校給食費の無料化に向けて、今自治体の取り組みが大きく広がってきています。2017年4月現在で全国の1,741自治体の4分の1に相当する442自治体が給食費の全額補助、半額補助、一部補助を実施しています。現在ニセコ町では、学校の給食費はその食材費を保護者が負担していますが、給食も食育の観点から義務教育の大事な一環であると考えます。給食費の無料化は、子育て支援策として医療費の無料化とともに実施する自治

体がふえてきております。ニセコ町は、近年子どもの数はふえてきており、次代を担う子どもたちの育成のために小中高校生の給食費の無料化の実施は重要な子育て支援策になるとともに、今後も若い世代の定住や転入の効果が期待できることになると思います。ぜひとも給食費の無料化を実施してほしいと思います。町長、教育長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

日本国憲法第26条第2項に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と規定されています。本来義務教育は無償とすると規定されておりますとおり、義務教育に係る経費は全て国が負担すべきものというふうには私は考えております。しかしながら、義務教育においても日本ではいまだ無償化が進んでいないのが大変残念なことだというふうに思っております。

現在ニセコ町においては、先ほどの質問では一部補助に当たるとは思いますが、給食材料費への補填を行い、保護者の負担が大きくなるように配慮し、また第3子以降の児童生徒は無料とさせていただいているところであります。本町においても将来的にはさらなる負担軽減を検討してまいりたいと考えておりますが、現時点で直ちに完全無償化に踏み切るのは難しいものと考えております。

今後ともいろいろな場面を通じ、国に対して給食費の無償化を訴えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 菊地教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員の質問に私のほうからお答えをいたします。

本町では、子育て支援策の一環として、平成27年度より第3子以降の義務教育児童生徒の給食費について無償化としています。平成29年度の実績では、教育行政報告でもいたしましたとおり、19世帯22人の児童生徒について101万1,000円を免除しているところでございます。他の制度による給食費の扶助費につきましては54人、扶助額277万円、合わせまして378万1,000円となっております。また、教育執行方針でも述べましたとおり、保護者の負担軽減のため給食材料について352万円を公費負担することによって給食費の抑制とする予算を計上しているところでございます。先ほどの町長の答弁のとおり、現時点での完全無償化は難しいものではあります。今後においても保護者の負担軽減を図るため、町と連携し、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいま町長も教育長もおっしゃいましたように、まず日本国憲法第26条には「義務教育は、これを無償とする」と明記しております。さらに、食育基本法には食育は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎になるべきものと位置づけ、教育の一環としてあります。さらに、学校給食法第1条には、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすも

のであり、食育の推進を図ることを目的とするとあり、その役割と目的が規定されています。さらに、学校給食法11条には学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費以外に学校給食に要する経費は、児童及び生徒の保護者の負担とするとしていますが、文部科学省は地方公共団体が補助金の導入に当たり、学校給食法の趣旨は設置者の判断で保護者負担を軽減、または負担なしとすることが可能であるとの見解を示しています。子どもたちの成長、発達を保障する給食は、無料にすべきではないかと私は思っています。今後先ほど申し上げたように定住化につながる給食の無償化は、学校、学級の存続のためにも重要な施策であって、大きな予算を伴う政策ではありますが、何よりも持続性を求めることが大切だと思っております。

町長も教育長もおっしゃっていましたが、今札幌市も、札幌市だけではないのですけれども、愛知県でも最近なのですけれども、去年の段階で、国に対して給食費の無償化を早期実現するようという意見書を出しております。それで、既に北海道では2006年から三笠市、9,000人の人口を抱えている三笠市の小学校がもう10年以上にもわたって無償化をしております。北海道では、美瑛町、上ノ国町、木古内町、小清水町、陸別町、足寄町、赤井川村、浦幌町、西興部村、大空町、福島町、北竜町、浦臼町、上川町、清里町、黒松内町など17市町村が給食費の無料化を実施しております。そして、昨年2017年から蘭越町で小中学校の児童生徒254人に対して半額助成を実施しています。また、ことしの2018年から留寿都村と神恵内村で実施が予定されています。ですから、ニセコ町も私はこの給食費無償化を最優先課題というか、として進めていただきたいというふうに考えておりますが、町長、もう一度ご意見を伺わせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 給食費無償化というのは、基本的に私も方向としてはそういう方向でありたいというふうに思っています。しかし、経常的な経費として今後ずっとカウントされていくので、その辺の財政バランスであるとか経常経費を余り増大させないとか、いろんなことの将来的な財政見通しが立った段階でいろんな協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、現在のところ無償化はちょっと難しいと思っております。

また、今自治体の例をお示しいただきましたが、最近行っている大部分のところは過疎債のソフト事業を使ってやっておられるところが圧倒的に多くて、その過疎債自体の将来ということを考えていくと、そういったもので財源充当していくのが本当にニセコ町にとって将来ずっと継続していけるのかということもありまして、そこは慎重に考えてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） よろしいですか。

○4番（斉藤うめ子君） 今申し上げたところは、過疎債を使って、それを充当しているとおっしゃっていたのですけれども、福島県の郡山市議会で去年の9月議会で小学校の給食費の無償化を求める請願が賛成26、反対11で採択されています。それから、そのほかにも滋賀県長浜市が給食費無料化を実施しています。ここは過疎債ではなくて、人口11万6,000人、それから郡山市の場合はもっと人口が多いのです。ですから、給食費の年間の費用というのは12億円から13億円かかるとなっているのです。大変な額です。ですから、繰り返しになりますけれども、早急にまず自治体が一步で

も進めていって、そして国を動かしていく、そういう方向でぜひ努力していただきたいなというふうに私は思っています。給食というのは、非常に大事な食育の面でもバランスのとれた食事をするということで大変な部分ですが、やはり給食費の費用というのはかなり保護者にとっては負担になることも事実ですので、これは子育て、それからニセコ町の将来を考えたときに先ほども申し上げたように第一優先で進めていただきたい、そう考えております。

○議長（高橋 守君） 次の質問に入ってください。国で要請すると言っていたから。

○4番（斉藤うめ子君） 2問目です。ニセコ町の新庁舎内に子ども食堂を。現在子ども食堂が全国に広がっています。子ども食堂とは、子どもが一人でも安心して来られる無料、または低額の食堂です。去る3月3日、広がれ、こども食堂の輪！ in 札幌・道央、子どもの居場所を考えるフォーラムが札幌で開催されました。この子ども食堂は、もともと貧困家庭や孤食の子どもたちに安心して食事ができる場所を提供しようと始まった取り組みですが、食事の提供をきっかけに高齢者を初めとして地域の大人や多年齢の子どもとの交流により、地域のコミュニティーとして、子どもやその親の居場所として、地域としてつながる場所として子どもの課題のみならずさまざまなまちの問題が把握され、それぞれに必要な支援につながっていくことが考えられます。既に全国でこの子ども食堂の取り組みが始まっていますが、その子ども食堂を新庁舎に開設することは未来を担う子どもたちのためにも、また高齢者のためにも必要な居場所と考えますが、この子ども食堂の庁舎内設置について町長、教育長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでニセコ町役場新庁舎建設基本設計において平成24年度、平成25年に実施した役場庁舎基本構想やアンケートなどを参考に進めてまいりました。また、議員協議会4回、役場職員による検討会6回、作業部会7回、町民講座2回、町民とのワークショップ2回とたくさんの意見をいただきながら議論を積み重ねてきたところがございます。多くの皆様の知見をいただきながら新庁舎の基本設計がまとまったところがございます。また、斉藤議員ご指摘の子ども食堂については、現在の基本設計には反映をされておりません。しかしながら、1階や3階に談話室やロビーなど休憩スペースをさまざまな用途として利用できるように設けております。今後は、そうした空間を住民の皆様や各団体の皆様が有効利用していただくことも可能ではないかと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいまの斉藤議員のご質問について教育の立場からお答えをいたします。

教育委員会としましては、子どもの貧困対策などの観点から、いわゆる子ども食堂に関しましては今後町で整備する新庁舎に設けるか否かにかかわらず、設置などに向けて教育行政として取り組む考えは現在のところございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 町長も教育長も子ども食堂というのをあえて設置する予定、計画はないという回答だったと思うのですけれども、今全国に2,000を超える子ども食堂の輪が広がってきています。子ども食堂というのは子どもの食堂ではないのです。子ども食堂という名前なのですから、それは町民が全て利用できるという、そういうものなのです。

私はつくづく思ったのですけれども、ニセコ町にはまちづくり基本条例、これがあります。いろんな催し物、町がまちづくり講座とかいろんなことありますけれども、なかなか集まらないというか、集まりが比較的少ないということの一つの原因には、私がこの町に来たときに一番強く感じたのは町民が自由に集まれる、何の関係もないけれども、自然と行ける場所というのが本当にないなというふうに感じています。ずっと感じています。だから、そういうものが必要なのではないかなと。そして、それがこれからできる新しい新庁舎に設けることが非常に大事ではないかと思っているのです。といいますのは、まちづくり基本条例の第1章にある目的の中に、まちづくりに関する基本的な事項とは情報共有、住民参加を中心とするとあります。まさにこの条例を實踐できる場所として、庁舎内に子ども食堂を設置することが未来への希望あるニセコ町が実現することになるのではないかというふうに考えております。町民の皆さん誰もが利用できる第三の居場所として、子ども食堂はこれからのニセコ町にとって本当に不可欠な場所になるというふうに思っております。

それで、いろいろと調べていきましたら、2013年、平成25年なのですが、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立して、そしてその翌年にその対策に対する大綱が制定されました。その中で、2015年、平成27年に自治体向けの地域子供未来応援交付金という制度があります。町長、ご存じでしょうか。ご存じですか。これは国の支援事業で、自治体が直接実施する事業のみが対象になるので、ほかの団体とかそういうところが任意団体も含めて、NPOとかいろんな団体が実施してもなかなかこの事業が交付金をいただけないというケースがあるのです。ですから、自治体を中心になって実施した場合は、国からの補助が、この交付金がおけるといことが言われています。ぜひこういう支援事業に町も手を挙げて、利用してはいかがかないというふうに思っています。

今ニセコ町は観光地ですので、圧倒的にご夫婦で働く方がふえていますのです。子どもだとか高齢者とか、バランスのとれた食事をつくるということは大変なことなのですけれども、最初は月に1回から始めてでも、2回とか3回とかその状況に合わせてそういうことをすることで食育ということ、体をつくるには何よりも食というのが大事ですので、そういうことをすることによって、これは必ずしも子どもの貧困というのではなくて、お金はあるけれども、子どもになかなか手が回らない、きちっとした食事をつくれなとかそういう人たちも含めて利用できるような場所で、一番最初にも申し上げたようにこれは本当に情報共有できる場所、世代を超えて、そして住民参加ができる場所。と申しますのは、皆さん町民センターとかサークルに入ったりいろいろと行くのですけれども、何かの目的で行く場合はいいのですけれども、たった1人になったときにどこも居場所がないという方がかなりこの町には特にひとり暮らしの方とか多いということを私はいろいろとこの町を自分として歩いていて感じています。一日中、一日中どころか二、三日人と会うこともなくて、言葉をしゃべっていない。だから、たまたま私と出会ったらしゃべり通しなのです。この3日間誰ともしゃべっていなかったという方がいました。1人ならずいました。ですから、そういう人たち

のために第三の居場所として、人口5,000人の町の庁舎が中心になって、そういう場を提供するということは、これは本当に私は何度も思っているのですけれども、このまちづくり基本条例が実践できる一番いい場所ではないかというふうに思っています。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 先ほど庁舎の関係につきましては、そういう談話室やロビーを設けておりますので、町民の皆さんや各団体の皆さんが有効利用していただくことは可能ではないかということをお願いしたわけでありまして、使えないということは一切言っておりません。

それと、居場所は非常に重要だというふうに思っています。今町民センターのロビーや談話室活用していただいている町民の皆さんもたくさんおられますし、まさしく中央倉庫のでん粉倉庫部分におきましては、ニセコ町民の居場所として整備するという大きな目標もあって、今実際使われているというような状況であります。

それから、斉藤議員おっしゃった子ども食堂、極めて私は重要だと思っています。ただ、それが本当に行政が、広く食堂で商売やっておられる方も町内におられますし、そういった中で行政がそういう運営をするのはいかなものだろうか。やっぱりニセコ町は、先ほどおっしゃったまちづくり基本条例がある住民がみずから考え行動する町でありますので、ぜひ斉藤議員が声を出していただいて、こういった運動につなげていくとか、そういったこともお願いできればいろんな場の提供というのは可能ではないかというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 簡潔にお願いします。

○4番（斉藤うめ子君） 3問目でいいかと思うのですけれども、私はいつもこの議論をするときに、庁舎のことで黒瀧参事とお話するときでも何か大きなずれを感じるのです、感覚的に。町長の今の答弁とか教育長の答弁を聞いていますと、本質というものをなかなか理解していただけない。どうやったら理解していただけるかなというふうに非常に悩むところなのですけれども、確かに今度の新庁舎にはカフェのところとかそういうスペースは設けてくれましたけれども、根本的な意味合いというのは大分違っているように思っています。ですから、私はこれからもそれを実現できるように努力してまいりたいとは思っておりますけれども、なぜこんなに理解していただけないのかなという思いがあります。

それで、ニセコ町は5,000人の町ですけれども、私1月に東京都内ですけれども、比較的小さな自治体のところを五、六カ所ですか、視察してまいりました。そこは大抵食事ができるところとか、温かい食事ができるというところがたくさんありました。皆さんおっしゃっているのは、周りの食堂に影響を与えないかということなのですけれども、この子ども食堂の中身を検討すれば単なる競合相手というのですか、そういう観点とはまた全然違う内容だということで、またわかっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次の質問入ってください。

○4番（斉藤うめ子君） 3問目に行きます。ニセコ高校への新年度出願者数について伺います。

去る2月15日の北海道新聞によりますと、ニセコ高校の募集人員40人に対して出願者数が45人と

ありました。少子化の中でニセコ高校への出願者数が募集人員を超えたということは、大変うれしい喜ばしいニュースだと思っております。しかしながら、一方で次のような課題も心配されるのではないかというふうに思っております。そこで、以下について教育長に伺います。まだ3月で入学が決定されていない段階ですので、お答えできる範囲でも結構ですので、これ大変大事なことだと思っておりますので、質問させていただきます。

1 問目、出願者数がかつてこれまでにない募集人員を超えたその要因は何と考えられますでしょうか。

それから、2 番目、定員数を超えた出願者の取り扱いについてどうされるのか。

それから、第3問、通学圏外からの入学希望者の割合というのはどれだけあるのか。

それから、4問目は、そういう町外からの通えない生徒たち、そういう生徒たちの寄宿先、寮には入れない生徒がある場合の対応策はどうされるのか。

それから、今までにない生徒数を抱えて、新入学生の受け入れ態勢は十分になっているのか。

それから、今後継続的に募集人員を確保するための対策は何か考えていらっしゃるのか、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

1 点目の出願者数がふえた理由ということではありますが、教育行政報告でもたびたび報告をしていますとおり、町外を含めた生徒募集活動を一層活発化したことが考えられます。学校の魅力をより広くお伝えすることができたというふうに受けとめてございます。

2 点目の出願者への対応、すなわち入学者選抜につきましては、学校の入学者募集要項に基づき、3月6日に実施された面接による検査、その他の資料により学校において適切かつ公正に判断されることになっております。

3 点目から5 点目の入学者の受け入れ等に関しましては、議員もご承知のとおり、検査事務が現在進行中ということでもありますので、具体的なお答えができない部分でもあります。学校におきまして教育委員会と連携しながら、適切に対応、準備を進めていることをご理解いただきたいと思います。

6 点目の生徒募集活動の方針や具体策につきましては、昨年12月の議会定例会におきましても斉藤議員から同様の趣旨のご質問がありまして、その際にある程度詳細をお答えしておりますので、これからもそれに従って学校の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4 番（斉藤うめ子君） お伺いしたいのですけれども、かつて出願者数が定員数を超えたということは、近年ではあったのでしょうか。そのときに寮の対策とかいろいろどうされたのか、その辺のところを過去を振り返ってちょっとお聞かせいただけたらと思います。私の記憶では、定員数が下回る出願者数というのが続いてきたように思うのですけれども、寮の問題とかいろいろなことがあって、そのために私が知る限りではなかなか町外からの生徒募集に踏み切れなかったという経緯

があるように聞いておりますけれども、その辺のところはいかがなものなのでしょうか。

私は、40人の定数に対して45人が出願した、この割合というのは大体1割強ですけれども、現在の段階でこういうことを申し上げていいのかどうかちょっとわかりませんが、よほどのことのない限りはニセコ高校に応募してきた生徒は、皆さん一人の落ちこぼれもないように入学していただきたいという私の希望というか、考え方です。

それから、今進行中なので、答えられないとおっしゃったのですけれども、聞くところによりますとニセコ中学からは4名ということで、地元からは4名というふうに聞いていますけれども、違っていたらごめんなさい。町外からの入学生が非常に多いのではないかなというふうに思いますけれども、それは入学が決まってから宿舎とかいろいろと検討されるのでしょうか。その辺のところをもう一度お聞きしたいなというふうに思っています。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

定員を超えたことが過去あったかどうかということでもありますけれども、私の記憶では10年ぶりに超えたというふうに記憶してございますが、はっきりした数字は今手持ちで持っておりませんので、また調べたいというふうに思っているところです。

なお、寮につきましては、寮の定員を超えたということは過去にはございませんでした。その際も全員寮に入寮したというふうに考えてございます。

それから、あとは議員の思いもありましたけれども、高校につきましては定員というのがありますので、それにつきまして判断するのはあくまでも先ほど言いましたように学校における適切な検査事務の中で決めていくことでもありますので、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思います。

なお、町外からの出願者につきましては、出願の段階であらかじめ入寮希望かどうかという調査をしておりますので、それを踏まえて今準備を進めているところということもご理解いただければありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（高橋 守君） よろしいですね。まだあるのですか。

○4番（斉藤うめ子君） あります。3回目ですね。

教育長が定員がありますのでということなのですからけれども、確かに今の現段階では5名ほどが定員オーバーしていますけれども、きっちり定員ということで切ってしまうのでしょうか、それとも校長がその辺のところは裁量で考えられるのでしょうか。入学してから退学するとか学校を離れる生徒もいて、減る傾向があるようなのですけれども、その辺のところも見越して、定員はあるけれども、それを少しオーバーして受け入れるとか、そういう柔軟な対応というのはこれまでに、10年ぶりとおっしゃいましたね。10年ぶりなので、過去には何かあったようには聞いておりますけれども、そういうことは検討されているのかどうか、答えなくても結構なのですけれども、それから町外から入寮希望かどうかということなのですからけれども、全生徒が入寮しているとは限らないわけです。どこかほかのところに下宿しているとか、どこかそういう宿舎に入っている生徒さん

もいらっしゃるわけですね、これまでに。今……

○議長（高橋 守君） 斉藤議員、よろしいですか。教育長、過去にはないですよ。ちょっとその辺の確認。

○4番（斉藤うめ子君） いや、寮にはいっぱいになったことはないけれども、生徒さんが寮に入らずに下宿というのですか、下宿とかどこか宿舎にいらっしゃるという方はたまたま聞いたのです。札幌からの生徒さんが倶知安に住んで、そこで通っているということを知ったものですから、本人から直接聞いたものですから、そういうケースもあるのかなというふうに思ったのですけれども、寮には入らない、また入りたくないという生徒は下宿なり、またアパートなりを自分で確保して住むということも今まであったのでしょうか。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） 寮に入らずに下宿等をしているというケースにおきまして、過去の生徒にはそういうケースはないというふうに考えて私のほうでは把握してございますけれども、現在家庭との連絡の中でそのような生徒がいるということは事実でございます。

それから、定員オーバーしたことにつきまして、もう一度繰り返しになりますが、高校での公正な判定会議がございますので、あくまでも判断するのは学校であり、責任者である校長ということですので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（高橋 守君） 次の質問入ってください。

○4番（斉藤うめ子君） 4件目です。平昌オリンピック、パラリンピックへの視察団派遣について伺います。

まず、1点目は、平昌オリンピック、パラリンピックへ派遣された視察団の費用約700万円の事業費の内容について伺います。

それから、2番目は、視察者の人選、人数、日数はどのようにして決められたのか伺いたいと思います。

それから、3番目は、オリンピックへ派遣された関係者全員からお一人お一人の経費幾らかかって、何日間かかったかという報告を聞きたいという町民の方からの要望が出ておりますので、この件について教えていただきたいと思っています。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、2026冬季北海道札幌オリンピック、パラリンピック招致へ向けた取り組みでございますが、立候補の可能性を探る過程におきましても精度の高い構想、想定に基づく準備が重要であると思います。このことから、札幌市を初め関係自治体が現地調査を含めた協議検討を早い時期から進めることの必要性につきましてかねてからご説明を申し上げているところでございます。

それではまず、①の視察団の旅費約700万円の内訳ですが、オリンピック特別職班につきまして札幌市ほか関係自治体との連動を基本に、開会式、現地でのI O C、J O C関係者等とのレセプション、PRなどのアプローチ活動、その他観客の視点での交通輸送及びホスピタリティーの確認など

を目的として、町長、議長、随行担当職員、計3名に通訳兼ガイドを含めて約196万6,000円となっております。次に、競技会場視察班につきまして、各種アルペン競技の会場設営、競技運営、会場へのアクセスなど交通輸送の状況視察などを目的とし、スポーツ係長ほか町職員、町内スキー場関係者、スキー連盟スタッフ、計8名に通訳兼ガイドを含めて約436万4,000円となっており、オリンピックに係る総事業費は合わせて約633万円でございます。

続きまして、パラリンピックの関係ですが、競技会場視察班を派遣しておりますが、各種アルペン競技の障害の種類、視覚障害、立位、座位、3種類ございますが、に応じた会場設営、競技運営の確認などを目的として、スポーツ係長ほか町職員、計2名に通訳兼ガイドを含めて約55万円となっております。平昌オリンピック、パラリンピック視察に係る総事業費の合計は、約683万円でございます。

次に、2つ目の質問でございますが、特別職班は札幌市など関係自治体との同行、I O C並びにJ O Cとの現地日程などの調整をもとに町長以下庁内協議により決定し、行政機関のトップであります首長、議会代表の議長及びオリンピック担当管理職員、この3名が参加しております。日数につきましては、2月の9日の開会式から2月12日までの3泊4日となっております。

会場施設班は、長期視点を見据えて、町民学習課スポーツ担当係長を初め役場内の若手職員を募り、調査研究に当たるプロジェクトチームを立ち上げ、当該メンバーの中から選考を町長以下庁内協議により決定いたしました。また、今後の招致活動の推進においてスキー場、スキー連盟関係者の理解、協力が不可欠である旨を庁内協議のほか議員の皆様からもご提案いただきましたので、関係スキー場及びスキー連盟に対し趣旨の説明と協力の依頼を行い、社内、組織内で人選をさせていただきました。派遣人数でございますが、2月10日から25日までの大会期間全日程において各種アルペン競技の全体や会場設営の展開等を確認するスポーツ係長に加えて、その他町職員が前半、後半で各1名、ニセコビレッジスキーリゾート、ニセコアンヌプリ国際スキー場、ニセコ町スキー連盟からの参加を合わせて8名となっております。

なお、平昌パラリンピック視察として、3月12日から3月15日までの3泊4日間において町民学習課スポーツ係長と町職員1名、計2名を現在派遣中でございます。パラリンピック視察では、オリンピック会場からどのように展開、変更するのか、また障害の種類に応じた競技運営の確認などを行ってまいります。

最後に、視察報告につきまして、去る2月22日に倶知安町で開催されましたニセコ町、倶知安町の両町長、議会、スキー場、スキー連盟、北海道、札幌市が参集しました連絡会議の席上、特別職等の視察内容につきまして両町を代表して本町の町民学習課長より報告しております。今後につきましては、平昌パラリンピック視察終了後、「冬季オリンピック、パラリンピックについて考える」をテーマとして、2月5日に開催しました第166回ニセコ町まちづくり町民講座の続編とあわせて、平昌オリンピック、パラリンピック視察報告会を予定しております。なお、各視察参加者がそれぞれレポートを作成しますので、派遣者一人一人の視点などを盛り込んだ企画内容としたいと考えております。このほかニセコ町広報紙や町のホームページなどにより、町民の皆様に対して可能な限り情報等の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） ただいま教育長から私の質問に対して詳しい説明をいただきました。

そこで、私も町民の皆さんからいろんな質問されたものですから、いろいろと調査といいますが、一緒に行かれた札幌市、倶知安町、それから帯広市のスポーツ関係者の方に電話で聞き取りで伺ってみました。そこで気がついたというか、町民の方の指摘もあるのですけれども、私も3月8日にブログでもう発表してしまっているのですけれども、まだ2026年のオリンピックは決定したわけではないです。ことしの10月か11月に立候補を表明する。そして、来年の2019年の11月でしたか、に開催地が決定されるという段階なのです。その前に北京オリンピックがあります。ニセコ町以外のところは、札幌オリンピックをPRするために首長が中心になって、札幌市は違いますが、札幌市は15人となっていました、市長と職員を含む。倶知安町は4人なのですけれども、帯広市は3人です。ニセコ町は11人。今言ったように技術の関係ですか、の方たちも行かれていますのですけれども、これは今の段階ではまだちょっと時期尚早ではなかったのかという意見があります。PRは十分していかななくてはいけない。ですから、町長とか議長とか、それから関係職員が行かれるのは結構なのですけれども、それといろいろと事情はあるかもしれませんけれども、札幌市は市長を含めて職員全部同じ江陵だけに泊まったようなのですけれども、予算は700万円以内というふうになっています。それから、倶知安町の場合は、4人行って、江陵だけで4泊で420万円、これは西江町長じきじきに調べて言ってくださいました。それから、帯広市は、3人なのですけれども、ソウルだけ、江陵ではなくてソウル2泊2人、それから1泊が4人で数十万円で、100万円は絶対かかっていないというふうにおっしゃっていました。

今申し上げたように、PRのために特別職の方たち、特別班が行かれるのは、皆さんもPRですから結構なのですけれども、納得というか、初めてニセコでオリンピックはするかもしれないということで、そういういろんな現地を調査に行かれたということはわからないわけではないのですけれども、私も9月の13日の前、説明聞いたときに、ああ、そうか、オリンピックというのは本当にお金がかかるものなのだということ、素人ですから、議会として承認した一人なのですけれども、今回なぜニセコ町だけがそういう技術班というか、動線だとか交通量だとか見に行かなければならなかったのか。次が北京が決まっていますので、北京オリンピックの段階で、そのときにはもう次の開催地が決まっていますので、その段階でもよかったのではないかなという町民からの意見がありましたので、今回質問をさせていただきました。そして、当然経費も高くなりますので、ちょっと時期尚早だったのではないか。それと、札幌がオリンピックを主催しますから、ニセコ町になるかもしれないということで、やはり町民の理解あつてのオリンピックですので、町民の皆様どこまでそれを理解しているのか。これは、ヨーロッパでは住民投票で否決されているところがたくさんあります。そして、ニセコ町のまちづくり基本条例の第49条、町民投票の条例化というところがちゃんとありますので、私は年内に立候補をするかどうかという前に徹底的にことしじゅうにオリンピックについて町民と議論して、そして住民投票をしてもいいのではないかなというふうに考えています。それがなければ本当の意味で理解できない、理解されないというふうに思っています。

やはりオリンピックにお金がかかります。オリンピックなければ給食費すぐ無料になるのではないかなと私は思ったのですけれども、その辺のところいかが考えていらっしゃるか伺います。

○議長（高橋 守君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

そもそも私どもの平昌オリンピック、パラリンピックの視察のたてつけにつきましては、議員ご指摘の部分でPRといいますか、招致活動を中心とする部分と技術面を確認する部分、競技会場視察班という2つの組み立てになっております。

それで、なぜニセコ町だけ競技会場に行くのかという部分ですけれども、現実的な問題でニセコ町につきましてはアルペン競技の開催経験がないということが第一前提になりまして、それと時間軸でいうと、先ほど教育長からも冒頭にご説明いたしましたけれども、立候補の可能性を探る過程におきましても精度の高い内容が求められるということで、事前にどういったものか、いずれ地元になるだろうとするニセコ町としても技術面の内容を把握しておかないとならないということが大前提であります。2026年、日数があるようでないのです。現実的にプレオリンピック、国際大会を開くとなると、もう北京では遅いのです。ですので、今の段階パッケージとしてある平昌オリンピックを見に行つて、合理的に内容を確認しておくというようなことが必要かということで、そういうたてつけにしたところでございます。

それと、費用の面で単純に金額の比較で小さいからいいということにはならないです。それで、先ほどの宿泊の面でご指摘がありましたけれども、札幌、倶知安は江陵だけに泊まっていると言いましたけれども、実は江陵は宿泊料は高いです。高いのと平昌に近いので、立地的にもありましていいのですけれども、技術班は全体的な経費、いただいた経費の中を有効的に活用するということが、当初はソウルからだったのですけれども、ソウルなら余りにも遠いということで平昌とソウルの中間の原州（ウォンジュ）というところに宿泊して移動したということで、費用の節減について工夫しておりますので、江陵は高い。ですので、単価は実際に高いということで、単純に比較はできないかと思えます。それと、予算額が大きくなるというのは、技術班につきましては2月10日から2月25日までの間に町職員、スキー場、スキー連盟の関係者が行くと。スキー連盟、スキー場の関係の方も2月の中旬は大変忙しいところなのですけれども、こちらの趣旨をご理解いただいて、責任者、実務者、パトロールの主任とか、あと支配人とかも来ていただきまして協力していただいたところでございます。

あと、住民の皆さんへの周知につきましては、今まで議会の皆さんへの議員協議会とか、それと所管事務調査とか、あとは行政報告でしていただいているのですけれども、直接的なPRという部分がどっちかという実務的な部分が先行したという部分は反省するべきであると思えますけれども、ただ先ほどの住民周知の範囲につきましては、今IOCと札幌市が実務的なものを詰めていっている段階ですので、住民投票をするとかそういったところまではなかなかできないところもありますけれども、ただ機運の醸成とか情勢の報告についてはできる限りお知らせをして、皆さんとともに作り上げていきたいという認識でおりますので、そのあたりまたご意見もいただきながら、また札幌市、隣の倶知安町とも連携して行っていきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（高橋 守君） 齊藤議員。

○4番（齊藤うめ子君） いろいろとその理由を今佐藤課長から伺ったのですけれども、これはまず最初に申し上げるべきだったかなと思うのですけれども、新聞の報道によりますと札幌オリンピック、少なくとも2026年にできなかつたら2030年はもう確定しているような、そういう雰囲気というか、感じられるので、それに対してニセコ町は一生懸命準備しているというふうに見えます。だから、その準備にも経費もかかりますし、期間もあるので、アルペンが初めてだということですのでそれだけの準備が必要だというふうな説明だったと思いますけれども、私が聞くところでは、いざそういう開催ということになれば世界中のプロが来て準備されるそうなので、地元が、済みません、これは私の言葉ではないのですけれども、よくわかっているのか、いないのかわからない人たちが行って何をするのかという質問が非常にあります。ですから、ちゃんとIOCが認めてオリンピック開催ということになれば、何もそんなに慌てることはない。決定してからでいいのではないかという意見があるのですけれども、オリンピックありきで進んでいないか。そのまた経費、そういうことが私は非常に気になる場所ですけれども、つい先日、「広報ニセコ」の3月号にニセコ町に行く末はという記事があって、これをたまたま目にして、こういう心配しているニセコ町を本当に愛する町民の方々がこういう同じような考え方を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、オリンピックという目標は、すばらしい祭典なので、私は決して反対ではないのですけれども、経済的な効果が果たしてどうなるのか。ニセコ町には負担になり過ぎるのではないか。そのくらいだったらもっと地に足につけた、足を地にちゃんとつけた政策、町民が将来しっかり安定して、人口もふえて、子育て支援とかそういうほうにお金を回してほしいという思いがありますので、そして札幌市が主催ですから、ニセコ町はそんなに一生懸命にならなくても、ぜひ札幌でやってください、IOCのバツハ会長からオファーが出るとか、それから札幌市が半額助成するからニセコ町でぜひやってくださいとかそのくらいの熱意を持って、ニセコ町はもっと自信を持って受けてほしいなと思っています。それがなくてもならなくても、そのくらいのしっかりとした堂々とした対応が私は求められているのではないかなというふうに非常に強く感じています。町民の皆様のご意見も含めて、私の意見として申し上げました。

以上です。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町だけどうしてということではありますが、今帯広市と札幌市とニセコで3つが主な会場ということになっていまして、アルペンでコースを新設するということは今のところニセコ町だけです。先般倶知安町の会議でこれまで公表しないでくれと言われていたものが札幌の事務所で地図も公表されましたので、もうオープンになっていることと承知しておりますけれども、場所については湯の沢といいましてビレッジさんとアンヌプリとの間の沢なので。そこしか北海道でやる場合は滑降コースはないと。そこに新たにつくるわけです。それがどんなものかということ在地元の人たちが知らない中でこういうコースつくりたいのだといったときに、何にも知見ない中でどうぞ、どうぞということにならないと思うのです。やっぱり地域の実情、

それもきちっと訴える必要がある。だから、堂々とやるためにきちっと見てもらう。職員にもスキー連盟の皆さんにも見てもらう。そのことによって、いわゆる技術面はおっしゃるとおりIOCとかJOCのトップクラスが来てスキーやるわけですから、別に運営を我々がやるために見に行ったわけではなくて、これからあるであろう開発のときに地元で全く知見がなくて、知らないうちにどんどん、どんどん進んでいくのではなくて、知見を持ってきちっと対応したい、そういうことから現地をしっかりと見るということで行ったものであります。慌てたものでも何でもありませんし、札幌市とも十分協議して、2026か、2030か、それはこれからであります、今回行ったこと、それから私もバツハ会長にもお会いしましたし、安倍総理ともお会いしました。そういうことがニセコ町にとって大きなまちづくりにおいても観光においてもPRになると、そういう確信を持って行っておりますので、決して無駄なことではないというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○4番（斉藤うめ子君） 済みません、もう一件だけお願いします。

○議長（高橋 守君） 次の質問入ってください。

○4番（斉藤うめ子君） 済みません、もう一件だけお願いします。

今町長がおっしゃったように、この北海道でアルペンをできる場所はニセコ町しかないということになれば、これは本当に今申し上げたようにニセコ町ができなかったら札幌オリンピックできないわけですから、それはニセコ町はもっともっと条件というか、経費の面でも考えていただいてもいいのではないかなというふうに思っています。そして、町長がおっしゃったような地域の人たちに理解を得るためにはどんどん公表して行って、そして住民にもっと本当にここになるかもしれないということを説明会を開くべきではないかなというふうに私は思っています。

○議長（高橋 守君） 次です。

○4番（斉藤うめ子君） 最後になりました。5問目、これからの雪対策について。道内でも幌加内、倶知安町に続く第三の豪雪地帯と言われるニセコ町は、約半年近くの間雪とともに過ごします。倶知安町には倶知安町みんなで親しむ雪条例というのがあります。この条例の目的は、町民みんなが雪に親しみ、雪による生活の支障を克服して、雪を資源として積極的に活用する施策の基本となる事項を定めることにより雪対策の総合的な推進を図り、もって町民生活の向上と活力あるまちづくりに寄与することを目的とするとあります。私は、ニセコ町もこの雪条例の精神に倣い、雪とは何か、雪とはどういうものか、雪に対する親雪、利雪、克雪の3つを柱として、町と町民がふだんから話し合いを持っていく必要があるのではないかと考えています。ニセコ町は、年々国内外を問わず移住者がふえてきています。雪についてよく知らないまま雪の魅力に憧れて、ニセコの地を選んで移住してこられる方々もおります。入植当初から代々住み続けてきた先住民の方々も、それから近年に移住してきた新住民の方々も雪への見方を改めて検証し、改善策を一步でも進めていくことが今後の雪対策への課題と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

雪は、ニセコ町にとって大きな観光資源の魅力であるとともに、肥沃な農地や私たちの良好な自

然環境、水環境を維持する上でも大変価値のある大切なものであると思っております。しかし、一方で除雪、排雪という大きなエネルギーと私たちの生活や産業を守るために多くの経費を要する面もございます。本町では、これまでも親雪、利雪、克雪を暮らしに生かすシーニックナイトや各スキー場でのイベントも多く行われているところでもあります。斉藤議員のご指摘の視点も大変重要なことというふうに考えておりますので、具体的な提案があればまたご教示賜ればありがたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 斉藤議員。

○4番（斉藤うめ子君） 私は、雪に対する質問を過去に2回ぐらい除雪の問題とか、それから置き雪の問題とかさせていただきました。今回近隣町村は雪対策どうしていらっしゃるのかと思って、蘭越町、倶知安町、それから真狩の雪管理課に伺いまして、じっくり雪対策を自治体側としてどういうふうに考えていらっしゃるのか伺ってきました。そこで、一方で今までは町民の苦情とかということばかり聞いてきたのですけれども、これでは問題は解決できないのではないかということを感じて、そして伺ってきたのですけれども、なぜこんな質問をすることになったかといいますと、近隣町村の管理課で雪対策をやっている方というのは、このまちに生まれて、生まれたときからこういう状況だった。だから、何の不思議も感じない。まず、朝除雪車が走ったら、早朝からでも除雪車の走っているのを待っていて、すぐ飛び出して行って雪かきをする。それがもう当たり前になってきているので、何にも不思議はないという答えが来たのです。ところが、移住してきた方たちは、除雪車を待って、すぐ除雪しなければ雪が固まって非常に大変な思いをして、これだったらいざというときは家から出られないとか、そういうことで非常に町と対立というか、町は何とかしてくれないか、救急車が来たときどうするのだ、いざというときどうするのだということが非常に問題視されてきたわけですけれども、それでこれは経費をかければ確かに皆さんおっしゃいましたけれども、経費をかければロータリー車を走らせるとか、ゆっくり除雪をしていくとか、そういうふうになれば問題解決されないわけではないけれども、とにかく経費がかかる。それから、時間内に除雪が間に合わないとかいろんな問題があって、これはですから移住してきた方々と、それからもともと地元いらした方々の感覚というか、雪に対する物の考え方というのは非常に違うのだということをおは身をもって感じました。だから、大変なのは同じなのですけれども、雪に対する対応の仕方が違ってしますので、そこをどうするかといったときに雪対策の考え方というのは、もっともっと地元の人たちも含めて話し合いの機会というのを町民側、行政も含めてしていかなければならないのではないかなというふうに思いました。

それで、一歩でも改善策というのですか、町長がさきにおっしゃったように雪によるメリットというのはすばらしいものがあります。でも、一方で大変な問題も抱えているということは事実ですので、そういう意味で雪とはどういうものかということをお新しく来た方、というのは前にも申し上げたように雪が大変で、まだそんな年でもないのにやっぱり雪が大変だからと、憧れて来たのにこの町を去らなければならないという人がたくさんいるのです。そういう方たちとか、それから地元の方でもついこの間までは平気だと言っていた農家の方、機械もあるのですけれども、80過ぎるとやはりとても大変になってきたということが言われています。

それで、ついこの間、京極町とか共和町で子どもたちが除雪ボランティアをやっているという非常にすばらしいニュースが出ていたのですけれども、ニセコ町でも町の職員とか地域おこし協力隊の方とかボランティアでやっていらっしゃると思うのですけれども、もっと大がかりと言ったらなんですけれども、今の時点で経費を増額しないでするにはもう少し雪に対するボランティアというか、そういう協力する人たちを集めることが必要なのではないかな、そしてそこで交流していくという、こういうやり方は非常にいいのではないかなというふうに思っていますけれども、ニセコ町はそういう組織というか、そういうものはどのくらい進んでいるのかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今言われたのは、除雪のボランティアがどのぐらい数あるかということでしょうか。

○4番（斉藤うめ子君） 最後はそうです。そういうことを検討していてもいいのではないかなというふうに私は今の段階では改善策、検討策として必要ではないかなというふうに思っています。

○町長（片山健也君） それぞれの職員組合もそうですし、あるいは建設協会の皆さんも除雪ボランティアとかいろいろやられていますけれども、そういうものをもう少し集大成したような何か協議会みたいなものがあつたらいいのかというようなご提案なのでしょうか。また本会議終わった後にもご意見伺って、どんな対応できるのか検討させてもらいたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 折内課長。

○保健福祉課長（折内光洋君） 斉藤議員からの今ご質問の除雪ボランティアの関係ですけれども、とりあえずといいますか、社会福祉協議会のほうで、ことしも非常に雪が多くて、例年ですけれども、除雪ボランティアというのを募集して活動してございます。その部分につきましては、毎回社会福祉協議会のほうで募集をかけてやっておりますので、その部分ではボランティアの育成という部分で進めておりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○議長（高橋 守君） 次に、新井正治議員。

○8番（新井正治君） 通告に従いまして、1件質問させていただきます。

火山に対する危機管理と安全対策について。ニセコ町には羊蹄山を初めニセコ連峰、気象庁によりますとニセコ火山群という表記がありますが、存在いたします。先日の群馬県草津白根山の噴火、また現在でもニュースになっております霧島連山の新燃岳の噴火など予測できない火山活動が報道されています。これを踏まえ、火山の噴火に対する危機管理と安全対策を町長に伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまの新井議員のご質問にお答え申し上げます。

気象庁の火山防災情報では、現在羊蹄山やニセコアンヌプリ、イワオヌプリなどは噴火警戒レベルに指定された山とはなっておりません。しかしながら、気象庁の区分においては、活火山に分類をされているところであります。

火山の噴火に関する危機管理につきましては、気象庁による噴火警戒レベル4以上で居住地域に

重大な被害を及ぼす噴火が予想される特別警報が発表された場合、ニセコ町地域防災計画に基づく災害対策本部の配備体制により、特別警戒配備、これは2号配備と申します。または非常配備、3号配備といいますが、これにより対応することとしております。

次に、安全対策としては、札幌管区気象台の協力のもと住民や観光客、登山者等も含めて火山の噴火に関する情報を提供するなど啓発に努めてまいります。また、噴火の状況にもよりますが、被害を受けた方々を町内の避難所に受け入れをし、さらに町内全域に影響が及ぶような噴火の被害が大きい場合につきましては、ようてい西いぶり広域連携会議の相互応援に関する協定に基づき避難者を受け入れてもらうということになっております。

今後も火山の噴火に関することにつきましては、札幌管区気象台や国、北海道とも連携をして、危機管理や安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 今ご答弁いただいた地域防災計画にて対応していただけるということがわかりました。

噴火に対する危機管理といたしまして、2014年の長野、岐阜にまたがる御嶽山、こちらでは火口付近に居合わせた登山者が58名も犠牲になっております。これは、日本における戦後最悪の火山被害であると報道されています。また、その前には九州になりますけれども、雲仙の普賢岳でも火砕流によって43人の尊い命が亡くなっております。火山噴火の際に噴石、火山灰のような空からの飛来のことも考えられますが、溶岩流や斜面を伝って大量の水が押し寄せる土石流、これが積雪期には融雪型泥流というふうなものの被害も考えられます。先日の草津白根山での事故の第1報は雪崩だったようです。積雪期の火山において噴火に伴う火砕流の熱によって斜面の雪が解かされ、大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する。沢沿い、谷筋、はるか遠方まで一気に下り、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没する等大規模な災害を起こしやすい火山現象です。山の麓に民家が多く点在するニセコでは、積雪期の噴火にはこの融雪型火山泥流の発生を予測し、確認する前にあらかじめ避難が必要だと思われれます。予測の面では、2014年の御嶽山では2週間前から火山性地震が増加しつつも入山規制が行われなかったようです。しかし、この噴火が起こってみると前兆現象があったことが報告されます。

山岳地帯、積雪地など似ている箇所が多い2例の今お話をしましたけれども、ニセコ地域ではこのような予知、予測について活動、研究がどのように行われているのか。現在ニセコでは地中熱の利活用等の調査が行われておりますけれども、これが予知には結びつかないのか、この2点お伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 黒瀧参事。

○総務課参事（黒瀧敏雄君） ただいまの新井議員のご質問にお答えします。

観測的なことについては、羊蹄山、ニセコアンヌプリ、そしてイワオヌプリにつきましては、札幌管区気象台におきまして基本的に年1回、北海道開発局の協力のもと火山観測を実施しているということをお聞きしております。その中で、昨年、2017年の8月1日にへりの上空から赤外線映像装置によってどういう状態かということを1度調べているということ、その結果異常がないとい

うふうに報告を受けております。

それと、今の気象庁のほうのお話によりますと、これまで最新の羊蹄山が噴火したのは1万年前と言われております。それとあと、アンヌプリとイワオヌプリにつきましては、6,000年前に噴火したと言われております。それ以後は、人間もまだ生まれていない時代もあるのですが、噴火していないというふうに聞いております。そういった状態でありますことをまず1つお話ししたいのと、あと先ほども町長から答弁したように、この地域における火山については今警戒レベルに達していないということから、レベル1からレベル5まであるのですが、レベル1というのは火山が活火山であるということ、そしてレベル2は火口周辺規制があるということ、あとレベル3は入山規制があるということ、それとあと先ほど言ったようにレベル4というのは避難準備ということ、レベル5になりますと避難ということ、これらのことととるべき防災対応というふうにならなっています。現在うちの町については、このレベル1にも該当していないということから、そのような体制は特段とっておりません。ただ、年に1度北海道開発局の協力のもと気象庁が観測しているということで、その情報を受けつつ、今後もそういう体制でいきたいというふうに考えてございます。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 地熱の関係につきましては、羊蹄山は関係ないのですけれども、ニセコアンヌプリのほうについては調査をしたということですが、それがいわゆる予知に結びつかどうかというあたりについてはちょっと私どもも知見がございませんで、公的機関で実施はしていますので、その辺のところは確認をさせていただいて、何らかの方法でお伝えすることはできるかなと思っています。

以上です。

○議長（高橋 守君） 新井議員。

○8番（新井正治君） 長い間噴火していないということで安心できるかなとも思うのですけれども、1万年ほど異常がないにもかかわらず、予知ができなく噴火をするのが火山活動だというふうに思っているわけなのですけれども、もう一つ懸念されることが観光への影響と風評被害ということなのですけれども、先日の群馬県の草津白根山の噴火では、草津の国際スキー場、スキー場のメインである長いゴンドラがあるのですけれども、そちらが被災したために使用するロングのコースというのが廃止も検討しているようです。また、4月から名称を草津温泉スキー場、前は草津国際スキー場だったわけなのですけれども、町の条例改正を専決処分で行ったというニュースもあります。これは、スキー場の利用客が噴火後2万人も減少したと言われていたことで、いち早く風評被害に手を打ったものだと思います。

昨今のニセコでいえば、外国人客でにぎわう中、有事の際どのように誘導するのも問題だと思います。北海道観光振興機構がまとめている外国人客がとりがちな反応などをまとめた初動対応マニュアル等の活用など課題は山積しております。観光客が多く、また多くの温泉を抱えるニセコですけれども、これは火山の恩恵を受けているように思われます。また、自然豊かな地域でもあります。しかし、時には牙をむくこともあります。そのようなときに基幹産業である観光への影響をど

のように捉えているのか。また、有事の際の風評被害について考え方もあわせて伺いたいと思います。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 観光に対しての風評被害ということでございますが、基本的に先ほど黒瀧参事のほうでお答え申し上げたとおり、今のところ想定をするに値するまでのレベルにも上がっていないというところでありますので、具体的に例えば噴火したときにどうだというようなことは検討しているものではありません。ただ、避難等については、防災計画等でも予定されておりますし、先日は北海道のほうで外国人を対象とした原子力防災の防災訓練なども行っております。そのような体制については、準備をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありました一般質問、浜本和彦君。

○2番（浜本和彦君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

水道施設の維持管理について。昨年12月より本年3月までの間、6件の破損等の事故が起きております。掘削によるもの、老朽化によるもの、石による圧迫破損、水圧変化による亀裂とさまざまな要因による事故が起きておりますが、現状のこれらの事故をどのように捉えているのか。また、今後水道施設の維持管理をどのようにしていくのかを伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 浜本議員のご質問にお答えいたします。

水道の漏水事故につきましては、平成25年が2件、平成26年5件、平成27年6件、平成28年が7件、そして平成29年が13件と年々ふえてきておりまして、老朽化による破損や地盤変化などにより水道管に亀裂が入る破損事故が多くなってきているというような状況でございます。老朽化や石などにより漏水事故が多く発生している地区においては、今後更新事業で優先順位を決めつつ、水道管の入れかえ工事を順次やっていかなければならない根本的な解決にはならないというふうに考えているところであります。

次に、水道施設の維持管理につきましては、平成27年度から取り組んでおります民間事業者への委託を今後も進めていくとともに、民間事業者任せにならないよう職員の育成も行いながら、安心、安全な水道水の供給を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） 年々ふえているというのは、今の町長からの数字の上でも明らかだと思

ます。町の中の水道に関しては、町がずっと見てきているので、ある程度は皆さんおわかりだと思
うのですけれども、地区については多分地区で水利組合とか水道組合を始め、そこから始まって町
に移管されたということだと思えるのですけれども、工事における管理がきちっとできていなく、埋
め戻しがされて、経年たつて今になってから石が当たって管が破裂するというような事故が多分往
々に見られると思うのです。そういうことだと思えるのですけれども、今後考えているとは思
いますけれども、ことし以降のというか、来年以降でもいいのですけれども、年度でどのように計画
してこの施設を新しいものをしていくのか。ある程度わかっている範囲で結構ですけれども、今後
どのような年度で、どのようにやっていくかをお示しいただければと思いますので、お願いいたし
ます。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 今のご質問にお答えいたします。

水道事業で昨年度水道ビジョンを策定いたしまして、今年度以降今後10年間の更新計画を策定す
るということで、その中に今年度13件という報告がありました曾我地区の林道沿い、ここの管はま
だ25年ほどしかたっておりませんが、先ほど申した地盤沈下の関係等も含めまして漏水事故が多発
しているということで、まずここの部分はある程度給水範囲も広いということで、優先順位を結構
高目に設定して更新を行っていきたくとも考えていますし、あと小花井地区が昭和44年から45年
にかけて布設された水道管もありまして、そこは47年ほど経過しているということもありますので、
小花井地区は老朽化に伴う更新工事を行っていきたくと考えております。あと、そのほかにも市街
地区の配水池に入ってくるまでの水源からの導水管なども昭和40年代後半に布設しているとい
うことで、その導水管も今後の10年間で計画的に行っていきたくと考えております。

今のところその更新で1年間に1億円ほどの事業費をかけながら、財源では起債、あと補助事業
だとかを活用しながら計画を進めていきたくと考えております。

以上です。

○議長（高橋 守君） 浜本議員。

○2番（浜本和彦君） わかりました。

早急にやらなければならないところは、曾我と小花井ということですが、今後のほかの地
区において図面等その辺の準備がどこまでできているのか、されているのか、図面ができ上がっ
ているのか、その辺を伺いたいのですが。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） 図面等には平成25年度、平成26年度に調査及び電子化を行いま
したので、ほぼ状況は押さえているという状況になっております。

○議長（高橋 守君） 次に、青羽雄士君。

○3番（青羽雄士君） それでは、通告に従いまして、1件質問させていただきます。

町税や各種使用料等の滞納者への収納対策について。ニセコ町は、人口増、リゾート地区への大
型投資、インバウンドによる消費拡大等により税収が増加傾向にあります。当町においても町政を
執行するに当たり、町税や使用料は貴重な財源です。しかし、徴収困難な事案がふえているとの報

告も受けています。公平性の確保を図るためにも悪質な滞納者に対する徴収方法をお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答え申し上げます。

行政報告の中でも報告させていただきましたが、これまで多くの皆様のご協力によるまちづくりの推進により、現在町税の課税額が増加をしております。現年度分では調定額で7,359万5,000円の増、収入額で7,720万4,000円の増、予算額に対しましても1億1,534万7,000円の増となっております。滞納繰り越し分は、徴収事務の着実な実施により、年々滞納調定額を減少することが現在できております。

現在の徴収対策においては、法で定められた督促状の送付後に納付のない方については年3回程程度の催告状を送付して、納税相談、分納誓約、税の延滞金の利率の高さの周知を行ってきているところであり、分納誓約不履行の方や納税相談に応じない方は、速やかに滞納整理機関である後志広域連合や北海道に対応を引き継ぎ、滞納処分の実施をしているところでございます。平成28年度の現年と滞納合計額の徴収実績は98.6%で、全道の町村税徴収率の状況では全道で144町村中24位となっており、担当課長を初め関係職員の努力に感謝をしたいというふうに思っております。

なお、悪質な滞納者は、税だけに限らず使用料についても滞納しがちでございますので、毎年町税等収納対策会議を開催し、税と使用料とにおける徴収状況の確認や連携しての徴収や相談対応、こういったものを適宜適切な対応により確実にを行い、徴収を行っているというような状況でございます。今後も現状の体制において引き続き徴収に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） 徴収率が上がっていると。それこそ分納相談に応じたり、コンビニ収納を活用を図ったり、関係各課が情報や課題を共有して、特別チームをつくって収納率向上に向けて非常に努力されているという点は、本当に敬意を表するところであるというふうに思っております。ただ、答弁の中にもありましたけれども、徴収実績も高い98.何%だとかというようなお話でしたが、町税が8億円あるとした場合の1%は800万円になるわけです。その800万円が大きいか、小さい数字かはいろいろとご判断があらうかと思っておりますけれども、本来それこそ税という公平性を保たなければならないものであれば、100%というのが当たり前のように納税義務の町民と執行者側というような観点からは思うわけです。

それで、特に私がこの質問で何言いたいというと、それこそ大口のちょっと大変なところだとか云々は後志の広域のほうで対応していただけるというようなことでございますが、困窮や病気等で税金や使用料を納めることができないのではなく、本当に悪質、払える能力もあるのにあえて支払いに応じないそういった悪質な、どちらかといえば税金よりも使用料、公住の使用料ですとか水道料金、保育料、給食費なんかはたしか数年前までは100%、完全に未納がないというような案件だったのですけれども、ここ数年から給食費なんかも未納が見られるというような状況になっております。そこで、私の記憶が間違いでなければ、使用料、いろんな公住やそういったものを含めて多分

300万円以上は未納額というのはあるのではないかと考えております。限られた悪質な人間によるそういった滞納額が出るということは、非常におもしろくないわけでございます。また、実際時効というものも成立する案件もあろうと思います。そこで、言葉悪いのですけれども、逃げ得を許さないために、それこそ特別チームをつくったり、いろいろとやっておられるのは十分わかるのですけれども、職員が電話の催促や、また会ったときに声かけして督促、催促云々するというのは非常に精神的な負担、また肉体的な労働というようなことが伴ってくるのではないかなと考えております。そこで、ある自治体では徴収専門員を置くだとか、外部民間委託に未納者に対する収納対策といったことをされているというような自治体もあると聞いております。そこで、町としては、そういった方向に取り組む姿勢を考えたことがあるのか。また、そういったことを近隣町村なり、全道的にやられているような、そういった自治体というのがあるものか教えていただきたいと思っております。

それと、外国人の戸数も350戸はもう超えているというふうに向っております。そこで、外国人の方が納税意識が高いか、低いとかそういったことを言っているわけではなくて、もう少し外国人に対する対応、外国語による周知啓蒙、そういったこともされていると思うのですけれども、例えば外国人だけの世帯を集めて講習をするだとかそういった新たな取り組み、そういったことも考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 私のほうから外国人の方の税の関係ということで、就労目的でいらっしゃる方については、事業所さんが外国人の方を招いているという部分がありますので、事業所さんの給与担当と連携を密にしながら、勤務期間ですとか、例えば秋に来て春先に転出してしまうというような方もいらっしゃいますので、そういう方々の課税計算を早くすることによって、課税してから出国してもういないわという状況にならないように事業所さんと協力をしながら、連携をしながら事業所さんの協力のもと課税、それから徴収という形の連動できるように今現在対応しているような状況はございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） まず最初に、民間委託であるとか、例えば徴収だけの専門員を置くとか、そういう点につきましては、現状でそれなりに職員頑張っているから、それについては現在のところ考えておりません。これまで青羽議員ご指摘のとおり相当悪質な事例も散見されておりまして、それについては現在共同で広域連合のほうで差し押さえを含めたことを実行行為としてやって、我が町からも相当数出して、その中では成果も上げておりますので、現在は使用料等を含めまして町税等収納対策会議でお互い実はこの家庭はこんな状況でという情報共有を図りながら、チームを組んで徴収等を行っておりますので、現状の体制で当面頑張っていきたいと、このように考えているところであります。

また、外国人だけを集めて何か講習会であるとか、これまで考えておりませんが、必要性等あれば担当課と相談をしてみたいなというふうには思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、ニセコリゾート観光協会の組織体制について質問いたします。

町政執行方針のほうで観光協会にマーケティングスキルを持った人材を配置するというふうにありましたけれども、このことは昨年執行方針のほうにも同じ内容でうたわれています。重要な役割を担うこのマーケティング人材というのが1年間配置されていない理由を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答え申し上げます。

DMO人材の派遣につきましては、平成29年度当初予算に計上させていただいております。DMOの組織化は、ニセコのみならず全国的な取り組みであり、組織に必要な人材は各地でとり合いになっている現状にあります。そのため適当な人材を見つけることが大変難しいという状況になってございます。

本町においては、旅行関係事業者、航空会社、出版関係事業者、コンサルタント事業者などに打診をし、人材派遣について調整をしてみました。そして、時間はかかりましたが、JTB北海道にて引き受けていただけることとなっていたところでございます。しかしながら、JTB社においては、ことし4月1日に全国に分散した地域会社を合併させ、1つの会社になる予定となっており、組織や人員配置等について大規模な改編が行われるため、ニセコ町への派遣は新体制への移行にあわせて行うということで調整をしたところでございます。この結果、平成29年度内に人材の配置を行うことができず、新年度からスタートということで現在準備をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 新年度からJTB北海道のほうからというふうに伺いまして、非常に安心いたしました。こちらのほうは、そういった意味では本当に速やかな配置が進むことを願っております。

この点で配置について若干伺いたいのがずっと籍を置いて、例えば出向みたいな形で配置されるのか、もしくは年間だとかで来てもらう日数を決めて来てもらうのか、どういった内容になるのかというのを教えていただける範囲で教えていただければと思っております。

それとあと、もう一つ、観光協会の強化体制ということで、9月、12月の一般質問のほうで副町長の答弁で、観光協会のほうの運営がスムーズにいくようにということで取締役会を月1回必ず集まるようにするということですか、あとその取締役会の前段でマネジャー会議というものを開いているというふうに伺いました。今回の行政報告の中で取締役会が12月1日に開催されたというふうにあったのですが、9月から12月まで1回しか開催されていなかったのかなということをお伺いしたいこと、それともう一つ、ことしに入ってマネジャー会議含め取締役会というのはいく回されたのか、この3点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、JTBのほうの出向の形態でございますが、基本的には1年契約で行いますが、最大3年

間延長させていただけるような形で現在協定を進めさせていただいております。勤務については常勤になります。こちらのほうに籍を置いてということになります。

あと、済みません、会議関係、マネジャー会議等、今手元のほうに詳細の日程のものがございませので、いつ開催したというところはちょっと申し上げられないのですが、必ず定例で、今、次年度事業の予算、あと事業計画等について議論を進めさせていただいておりますので、マネジャー会議については一月あけない形でこれまで開催をしております。私どものほうも都合が合う中ではマネジャー会議のほうには参加をさせていただいて、一緒に議論させていただいたりしている状況であります。取締役会につきましては、行政報告のとおりということでございまして、開催についてはそのようなことになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 私からも答弁させていただきます。

今担当課長から報告があったとおり、取締役会については行政報告で報告したとおりで、実は今週取締役会がございませ。それと、マネジャー会議を今多様化させていただいております。それぞれのセクション、観光協会、道の駅ですとか本部のあります駅ですとかラジオニセコと分かれていますものから、その辺の情報交換をしっかりするというので、マネジャー会議を多様化させていただいているところでございます。それと、私ラジオニセコの担当取締役なものですから、ラジオニセコとは今常時打ち合わせをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） いろいろと会議開いていただいていることで、そういった意味では現場のほうもどこまで混乱をしないというか、そこら辺は随時現場の声も拾っていただきながら開催していただきたいなというふうに思っておりますが、ただもう一つ伺いたいところは、もちろん先ほどから申し上げたマーケティングに関する人材ということも必要なのですけれども、今いる人材の例えば研修ですとか人材育成、ここも重要だというふうに僕のほうは考えております。このことは何か今行われているのかということをお伺いしたいこと、それとあとあわせてどうしてもこれは全国の観光協会共通に言われていることなのですけれども、モチベーションが上がらないということがこれは全国各地でもやはり言われております。そういったことに関してモチベーションを上げるための工夫とか何かされているのということがもう一つ。

それとあと、これは9月の定例のときに前原課長のほうから観光協会はDMOではなくDMCであるというふうに説明を受けました。カンパニーのCと。近年観光局という言葉だったり、観光圏、地域DMO、地域連携DMO、そしてDMC、いろんな言葉が飛び出でてきていまして、観光関連の方でさえ正直理解できずに、知らないうちに次々といろんな事業が行われていくというような、自分たちがわからない間に何かいろんな物事が進んでいるような、そういう印象が非常に強いという声を聞いております。このことを若干の過去から整理して、それで現在はどういうふうになっているのかということをお聞かせする機会、集めてなのか、文書なのか

わかりませんが、そういったものが必要なのではないかなというふうに思っております。そのことについてどうかということ。

それと、倶知安町、蘭越町との地域連携DMOの動きというのがありますが、観光圏の延長で、ただ国からの財源を確保するためだけの連携なのか、もしくは本当に実際にDMO機能を持った組織を広域でつくっていくそのための連携なのか、そこら辺全く見えません。実際はどんなビジョンを持って進んでいるのかということをお伺いしたい。

それと最後、広域エリアの中でこのニセコリゾート観光協会のあり方というものは、取締役会の中ですとか倶知安、蘭越の広域連携の中で話し合われているのかどうか。話し合われているのだったらその内容を教えていただきたい。

以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、人材育成ということでございます。人材育成につきましては、特段定例的なメニューというか、カリキュラムを持って対応している状況ではございませんが、毎年いろいろ課題点等については、部内での会議等の中で見出されたものについてさまざまな取り組みをさせていただいております。一昨年は、売り場の関係のリニューアルが必要だろうというようなことがあって、そちらの売り場のほうの専門家を招聘をしての研修会を行ったり、ポップの描き方をやったりとかしております。あと、今新しくスタッフが入ったりしているところがございますので、そこについては観光圏のほうの事業も含めて観光人材育成のプログラムに参加をさせたりしながら、地域の観光というものを知ってもらって、政策立案等の中心になっていただきたいということで、そこはそういう取り組みをさせていただきたいと思っております。

あと、モチベーションの工夫ということでございますが、これは会社経営とか組織経営においては非常に重要なことだというふうな認識をしております。その中で、今観光協会のほうではマネジャーというものを各所に配置をして、そのマネジャーがそれぞれの責任を持ってやる。要するにやる仕事と責任、あとそれに対して返ってくるアウトプットというのですか、そういうものを全て見える化というか、きちっと自分で掌握できるような中で仕事を進めていただくということで、今そのマネジャー会議等を盛んにやらせてさせていただいております。やはり受け身になるというか、何をしているのかわからないからモチベーションというのはい上がらないので、そこは小さい会社でございますので、みんなですっかり考えながら、問題もいいことも共有しながら前へ行こうということが今の取り組みの一つになっています。

それと、DMCのお話でございますが、もともとこのDMO、DMCというのは観光協会が立ち上がった後、最近に出てきた言葉ということで、観光協会等が立ち上がったときにはこういう概念というのはありませんでした。ただ、観光協会が目指していたものは、そもそも自立して、ある程度収益を確保しながら地域の観光振興に資する仕事をしていくということが目的でございましたので、これは最近の言葉でいうDMC、これにまさに当てはまるものというふうに考えております。ですので、会社の目的、目標がぶれたということではなくて、新しい言葉がそこへ当てはまってき

たというふうに認識をしております。

あと、地域への告知等、お知らせという部分では、ご指摘のとおり、確かにちょっと手が足りていないというふうに認識をしております。以前事業者を集めての懇談会等も何度か企画したことはございますが、なかなか集まらないという状況の中でうまい開催の方法はないなというところで、ちょっとそこは足踏みをしておりました。また、マネジャー会議等の中で私どものほうからもそういうようなところはありますよねという問題提起はさせていただいて、また議論は進めさせていただきたいと思います。

あと、地域連携DMOにつきましては、観光圏事業5年間の予定でやらせていただいていたのが国の法制度の改正によりまして4年目で今ちょっと切りかえを求められているという中で、これまでやってきているものをきちっと着地させるために今の仕組みのまま地域連携DMOを取り入れて、着地をさせているという状況であります。ちょっとまた用語の話で恐縮なのですが、DMOの本来の目的というところを追求していくと、地域にお客さんを来てもらうための調整役というか、指令塔になる組織でありまして、これはDMCと違ってお金を自分で生むというような機能を持っていないのです。ですので、財源というものをきちっと考えた中で動いていかなければ持続しない組織というふうに認識しております。これが今現在国のほうが提唱しているDMOのあり方では、そこが完全に確保できないというところがございますので、その部分については引き続き本当のDMOをこの地域で育てていくために検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

最後、観光協会のあり方をほかのところと共有しているのかという意味ですか。

○1番（木下裕三君） 広域の中でのニセコリゾート観光協会のあり方を取締役会や各町村の中で話し合われているのかどうか。

○商工観光課長（前原功治君） 観光協会については、それぞれの町においてスタンスが異なっているところであります。体制も当然違っておりますので、これについてはこれまで3町で一緒に何が違うとか、どういう目的でやっているということを話しするような機会というのはございませんでしたので、この観光圏ができたことによって初めてお互いにこういうことやっているのだとか、お互いの役割というものを認識しだしているところであります。そういう中で、それぞれの町の中での今取り組みが進められているところがございますので、ニセコ町ではニセコリゾート観光協会がこういう形で今進んでいますよというのは皆さんにもお知らせしておりますし、皆さんのほうでもぜひこのDMOを目指す中で地域の組織づくりというものを頑張ってやっていただきたいということは常にお話をさせていただいているという状況であります。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 副町長。

○副町長（林 知己君） 私からも少し答弁させていただきます。

木下議員ご指摘のとおり、研修、モチベーションを上げるということは非常に大切なことだなどというふうに思っております。今観光協会、ラジオニセコを含めて職員の入れかえがあるものですから、そういう面では職員がかわっていく部分において今後どのような有効な研修体制ができるのか、その辺は少し考えていきたいなというふうに思っています。

なお、ラジオニセコにつきましては、既に連携しております札幌の三角山放送局のほうから新しく入る職員の研修は既に始めております。また、その部分については、平成30年の予算においても少し増額して計上させていただいておりますので、その点もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、観光圏の部分、それぞれの観光協会のいわゆる特色、よさを生かしながらも3町でやれるところはしっかりやりましょうということで、その辺観光圏として取り組む部分についても取締役会の中でも明後日またありますので、その辺DMOを含めてきちっと情報共有をさらに進めたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、三谷典久君。

○6番（三谷典久君） 通告に従いまして、3問質問いたします。

まず初めに、ニセコ高校エネルギー教育特別講演会で何が起きていたのか。昨年10月16日、ニセコ高校視聴覚室においてエネルギー教育モデル校事業の一環として、エネルギー教育特別講演会が開催されました。この講演の数日前、北海道経済産業局の役人が講演予定者のもとを訪れ、講演予定者のパワーポイントを見て、福島原発事故での水蒸気爆発の写真と発電コストの比較の2枚のスライドの使用をやめるよう暗に要請したことが明らかになりました。このことについて質問します。

- 1、エネルギー教育モデル校に参加した目的は何か。
- 2、ニセコ町教育委員会としてこの事実を認識しているか。
- 3、このことをニセコ町教育委員会はどのように考え、どのように対処したか。
- 4、経産局の担当者が講演を聞きに来ていたというのは事実か。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） それでは、ただいまの三谷議員の質問に私のほうからまずお答えをいたします。

1点目のエネルギー教育モデル校に参加した目的につきまして、ニセコ高校はエアハウスを利用した省エネ農業を実施しており、町と連携し、環境モデル都市としての取り組みとリンクした活動を行っております。エネルギー教育モデル校への取り組みは、緑地観光科の年間計画として位置づけ、農業と観光、さらに環境との関係性を理解し、自然エネルギーの活用などエネルギー問題について主体的に考え、持続可能な産業構造について学ぶことを目的としております。

2点目につきまして、講演の数日前に講師の先生の研究室に北海道経済産業局の職員が訪れ、講演内容について議論したこと、先生がスライドの内容を一部変えたが、趣旨を変えずに講演を行ったことと把握しております。

3点目につきまして、学校からの報告では、講演はバランスがよい内容で問題がなかったと聞いております。事業の主催者との考えの違いから事前に資料を変更した箇所がありましたが、学校の要請に応じ、事業の狙いに沿った内容で講演が行われたものと考えております。対応としましては、スライドを一部変更した点につきまして詳細を確認するために後日講師の先生を訪問し、聞き取りを行ってきたところでございます。

最後、4点目につきましては、経済産業局の関係者が2名来たと聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま教育長からお答えさせていただいたとおりであり、今後とも環境モデル都市として、CO₂排出量の削減と自然再生可能エネルギー利用100%を目指し、各種の補助金や交付金を活用して事業を進めることとあわせて、教育委員会が実施する各種の環境教育への取り組みを支援していくという所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず、この件に関して私も講演者の先生に確認しています。それで、この初めの部分なのですが、講演者のところに経済産業局の役人が来て、そしてパワーポイントについて、先ほどのお言葉では議論したということです。それで、2枚の特定のスライドに関して使用をやめるよう暗に要請したということで私はここに書きました。それに対して先ほどの初めの質問では、私はこの事実を認識しているかとお聞きしました。これに対して否定していない。つまりこれは事実として認識しているというふうに私は思います。つまりこれが間違いであれば、これからの議論が成り立たなくなる。そんなことはないのだということになってしまいますから。けれども、この私の書いたことを事実として教育長は認識しているというふうに私は理解します。

そこで、話を進めるのですが、講演の趣旨には変化がなかったということをおっしゃっていました。つまりそれが今回の問題として問題ないというふうに思っているふうに思えます。私は、これはおかしいと。あるいは、先生が何らかの対応を考えていないからといってこれは問題はないとか、つまり講演内容の趣旨が変わったか否か、あるいは講師がこの問題をどう捉えているか、それで判断する問題ではないと思います。先ほどから言っています事実関係、経産局の役人が講演予定者のもとを訪れた。そして、講演予定のパワーポイントを見て、特定の2枚のスライドの使用について議論した。これは暗に使わないようにという圧力がかかっていると思う。この事実そのものが問題なのです。議論とはいっても、権力のある者との議論、意見交換は、当然圧力として働くはずです。これは、教育現場への行政の介入にほかならないと思います。

では、具体的にどういう圧力かということになりますと、経産局の意図は、先ほど教育長の答弁の中にありましたが、バランスのとれた内容ということを書いていました。これは、このスライドを使わないことによってバランスがとれる。つまりこのスライドが何かということが問題になるわけで、1枚は福島原発事故での水蒸気爆発のスライドです。もう一枚は、発電コストの比較のスライドです。福島原発事故での水蒸気爆発のスライドは、原発事故の状況と危険性を象徴する具体的な証拠写真と言えます。また、発電コストの比較のスライドは、原発のコストが安いというこれまでのデータと原発の発電コストを改めて検証して、原発コストが決して安くはないという、それを示す資料です。どちらも原発事故と原子力発電そのもののあり方を問う資料と言えます。これらの資料に関して議論した。つまりこれは暗に圧力がかかるということになります。片方は権力持っている、片方はそうではない、そういう中でのそういう意見交換、議論は、必ずそういう形になると普通は考えるのが当然です。福島原発事故の真実と原子力発電の真の姿を伝えないように求めた、これが圧力だと思う。ですから、今回の問題は、明らかな行政からの講演者に対する圧力であり、

ニセコ町の教育に対する介入にほかならないと思います。そして、この行為は、講師の先生に対しては表現の自由、それから先生の専門性に基づく自由な教育に対する侵害であり、子どもたちに対しては学習権の侵害と言える。また、ニセコ町の教育に対する干渉であり、これは教育委員会と町民全体に関係することです。これらは憲法違反です。憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならないとされています。憲法は、権力を縛るものであり、国の権力だけではなく、今回のように道の経産局からの干渉があった。この不断の努力というのは、今回の問題に対して沈黙を守るのではなく、声を上げることではないかと思います。ニセコ町として意見を表明すべき問題ではないかと思います。

再質問します。1つは、この問題を事実として捉えて、問題があるというふうに考えるべきだと思うのですが、それをどのようにお考えか。もう一つは、ニセコ町としての意見を表明すべき問題ではないか、この2点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） ただいま三谷議員からもご指摘がありましたけれども、私自身も教育行政に携わる立場として、担う立場として、教育現場に介入、干渉があるということだとか、子どもたちの学習権が侵害されるだとか、そういうことについてはもちろんあってはならないというふうに考えておりますので、それはそれでご理解をいただきたいと思います。

その上で、私が直接講師の先生にお話を伺いました。その中で、道の経産局の職員と講師の先生との議論の内容を詳細聞かせていただいたなというふうに考えておりますが、経産局の方は、先生のほうからのことですけれども、経産局の職員は要するに特定のエネルギーがいいとか悪いとか、そういう話にならないようにしてもらいたいということを言ってきたということであり、先生につきましては、やはり特定のエネルギーというのは原発のことであるという捉えで、事実そういうスライドを指して、そういうお話をしたということで、それは原発については事故が起きたということもあって、それはまずいものであるというものが先生としての考えでありますから、そこで議論を交わしたということではありますが、私が聞いた中では先生自身は、その議論の中で原発だけではなくてほかのエネルギーも事故はあるのではないかという話を局のほうの職員もしたということで、とはいえ原発の事故は次元の違う話だという中で、先生はその話も一理あるということで、資料のほうの写真の部分は原発の写真に加えて風力発電の事故のことについても載せたということをおっしゃっていましたので、それにつきましては先生は当初の考えのとおりその写真については使用したというふうに思っております。

また、そのデータを変更した部分についても私もお聞きしましたけれども、先生のお話ではいずれにしても国が使っている、出しているデータに基づいて計算したらこうなるという資料を載せたという言い方をしておりました。その上で、今回講演が実施されたわけですけれども、私自身も今回のことについて事実をはっきりと整理したいなというふうに考えておまして、先ほどバランスのいい内容構成だったと言った意味は、私自身も講演の資料を見させていただいて、原発の問題点についても触れており、その後各エネルギーの課題についても触れておまして、まとめは地元で考えられるエネルギーがどういうものかということを考えていこうという高校生への問題

提起といいますか、投げかけだったのではないかなというふうに思っておりますし、そういう意味で非常にバランスのいい内容構成だったなというふうに思っておりますし、先生の講演の中で言いたかったことは十分高校生に伝えられたのではないかなというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 全然答えになっていないわけで、厳しい質問かもしれません。

確認だけしておきます。私が言っているのは、この事実です。経産局の役人が講演者のもとを訪れて、講演予定者の特定のパワーポイントについて議論した。この議論は、権力のある者がそれを言うことによって圧力として働く可能性があるだろうと。この講演者のもとに経産局の役人が来たという事実、そしてそこで議論されたという事実、これをもってこの問題は考えなければいけないでしょうと言っているわけです。そこをまず理解していただきたいということです。

そして、ニセコ町は、まちづくり基本条例があります。まちづくりの主体は町民であると宣言されて、みずから考え、行動する自治の理念を実現する上で情報共有が基本であるとされているわけです。ところが、その情報が今回のように行政の都合のいい一方的な価値を押しつけられれば、正しい判断を下せなくなるおそれがあります。まちづくり基本条例に基づいてもこの問題は許されない問題ではないかと思えます。これに関しては町長のお考えを伺いたい。

さらに、このエネルギー教育モデル校事業は、先ほどの答弁ではエネルギー問題を主体的に考えるということなのです。このような今回の問題が起きれば、このエネルギー教育モデル校によって同じようなことがまた起きる可能性もある。ということは、ある意味では情報操作が生じる可能性があることがわかったとも言える。この事業そのものを考える必要があるのではないかということをお聞きしたい。特にこのエネルギー教育モデル校事業というのは、経産省が財団法人の日本科学技術振興財団に委託しているわけです。今回のこの問題は、その財団ではない委託元がそういう行為をしたということなのです。これも非常に大きな問題だと思う。何回も繰り返しますけれども、こういった問題に対して沈黙を守ってはいけないと思う。いかがでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ニセコ町まちづくり基本条例の理念の第1は、基本的人権の尊重です。一人一人が意見表明権あります。そのことをきちっと守っていかうというのが大前提かなというふうに思っております。経済産業省の担当者も一人の人間として意見表明権ありますし、主催者として意見を言う権利は当然あるのではないかと私は思っております。そういった面では、主催者が意見表明されて、そこでいろんな議論あるというのはごく普通のことではないのかと。それすらおかしいということ自体は、逆に違うのではないかと私は思っております。したがって、私自身が何か問題にするということは現在のところ考えておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 教育長。

○教育長（菊地 博君） エネルギー教育モデル校についてのご指摘もございましたけれども、ここにニセコ高校の実施計画書がございますが、私はこの計画書を見て、すばらしい計画だなという

ふうに考えております。つまりエネルギー教育モデル事業というのは、議員もご承知かというふうに思いますけれども、将来のエネルギーに対する適切な判断と行動をするための基礎を小学生、中学生、高校生が学習活動を通して築くということで、これはまさしく今日的な課題である資源の問題で、持続可能な社会をつくることについて有益な学習内容が期待できる事業だなというふうに私は考えております。ましてニセコ高校は、農業と観光を主にした学校ではありますが、ニセコ町の環境モデル都市を受けて、環境のことについても非常に子どもたちは熱心に勉強を積んでいるところでありまして、このモデル校を受けたことで子どもたちのいろんな考えを議論しながら、将来の日本、そしてニセコ町のあり方を子どもたちに考えさせていけるなど、そういうふうに考えておりますので、ぜひこのモデル校についてはこの計画に従って高校のほうで進めてもらいたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） ただいまの町長発言は、非常に問題があると思います。この圧力を容認することになるわけです。意見表明、確かにある。それは、対等な立場での意見表明ならよろしいです。今回の場合は、さっきから何回も言っていますが、権力を持った人間が意見表明、意見交換だと言っても、相手の人間には圧力として働く、そこをさっきから問題にしている。それを容認するという町長の答弁は、決して容認できません。

以上です。

○議長（高橋 守君） いいですね。

○6番（三谷典久君） 次に行きます。まちづくり基本条例の精神は生かされているか。ニセコ町は、まちづくり基本条例によって住民参加、情報共有のまちづくりができていると思われています。一方、まちづくり基本条例検討委員会では、この条例が形骸化していないかが議論になっていると聞きます。育てる条例、まちづくり基本条例は、不断にチェックすることが必要です。今回は、審議会や委員会が十分機能しているか質問したい。

1、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関する町民説明会の開催は、開催の要望に速やかに応えた開催だったか。

2、ニセコ町廃棄物対策検討委員会は、条例上どのような位置づけか。また、去る2月22日に開催された同検討委員会の開催目的と議事内容はどのようなものだったか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まちづくりを情報共有、住民参加のもとに進めることを規定したまちづくり基本条例は、その内容が町にふさわしいものであり続けるか、そのあり続けるために4年に1度検討することとなっております。今年度は、その検討の年であり、ニセコ町まちづくり基本条例第4次改正検討委員会を立ち上げ、昨年10月に第1回の委員会を開催し、随時検討を続けてきているところであります。これまでの委員会においても、これまでというのは今回もそうでありますし、これまで過去の委員会もそうありますが、真摯な議論が行われてきており、歴代委員の皆様にご感謝を申し上げます。

思います。

1点目のご質問のありましたエネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関する町民説明会につきましては、昨年10月24日に開催した第23回環境審議会において環境審議会委員から説明会開催の要望を受けました。その後、12月22日に事業に関する住民説明会を開催したところでございます。なお、説明会の後に環境審議会を開催する予定でありましたので、環境審議会委員7名、町関係者4名、コンサルタント2名を含め27名の参加があったところでございます。

次に、2点目のニセコ町一般廃棄物対策検討委員会についてお答え申し上げます。廃棄物対策検討委員会は、ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条第1項において一般廃棄物の減量及び廃棄物の適正処理等の意見を聞き、調査検討するため設置すると規定し、第2項におきまして一般廃棄物の減量化に関すること、一般廃棄物の適正処理に関すること、一般廃棄物処理計画に関すること、その他町長から要請のあった事項を調査検討することとしております。第27条では、委員会は委員12名以内をもって組織することを規定しているところでございます。

なお、ここ何カ年も本廃棄物対策検討委員会が開催してございませんでした。町の現在の一般廃棄物対策の制度設計時の私が責任者であり、検討委員会を立ち上げた当事者としても大変残念なことであり、開催されなかったことに対して町民の皆様、議会議員の皆様にも深くおわびを申し上げたいと思います。

2月22日の委員会開催時の内容につきましては、行政報告でも報告させていただいておりますが、本年度策定しています循環型社会形成推進地域計画の案についての説明と、これを受けて埋め立て残容量が減少している一般廃棄物最終処分場の今後について町の考え方を説明させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今の質問は、審議会と委員会においてまちづくり基本条例の精神が生かされているかを考える上での具体例として2例挙げたわけです。その一つがエネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関する説明会の開催です。町長は、簡単に経過を触れられたのですが、私はもうちょっと詳しくここを述べます。

このエネルギー構造高度化・転換理解促進事業は、ニセコ町は6月議会で採択されて、その後プロポーザルで事業者が決まり、事業が進められていました。ところが、10月に入っての新聞報道でこの事業に関しての2つのことが報道されました。1つは、泊原発再稼働の容認に結びつくのではないかという疑い、それからもう一つはこの補助事業にニセコ町が参加している、このことが新聞で報道されたわけです。そこで、環境審議会の委員から説明会を開催してほしいという提案が出されたわけです。その理由は、補助事業に対する疑義、疑いが生じた以上、この問題を町民全体で考えるべきではないか。また、ニセコ町が新聞報道されているのだが、これは一体どういうことなのか、ニセコ町の説明を聞きたい、こういった思いがあったと思います。そして、この問題について町民一人一人が考えるためには情報共有が必要であって、この説明会は不可欠なものと考えられます。ところが、説明会の開催を何度も求めて、やっと開催されたのが先ほどおっしゃった昨年の12月

22日、その間に2カ月かかっている。そこで、やはりまちづくり基本条例の精神が生かされていないのではないかと考えてしまうわけです。

それから、このエネルギー構造高度化・転換理解促進事業に関する説明会は、これまで2回開催されています。そこでも幾つかの問題があると私指摘したい。それは、ある説明会の中でニセコ高校の公開講座で経産局からの介入があったのではないかという問題が取り上げられました。これに関して町民側委員と町民有志が調査を求めたのですが、役場職員が講師へ事情聴取を行いました。しかし、この問題は教育委員会の問題ですが、教育委員会との連携がとれていないとか、説明会への教育長の出席を求めたにもかかわらず役場の判断で教育長に伝えられていなかった。これも情報共有という大原則から私は逸脱したことが行われていると言わざるを得ないと思う。

2つ目の例は、ニセコ町廃棄物対策検討委員会の開催なのですが、町長が開かれていないということを確認しました。おわびするということなので、それはそれでおわびを受けざるを得ないのですが、一応再確認のために質問しますが、この廃棄物対策検討委員会が平成26年からきょうまで何回開催されているか、それはいつか、それをお聞きしたい。

○議長（高橋 守君） 横山課長。

○町民生活課長（横山俊幸君） ただいまの廃棄物対策検討委員会の開催の件数でございますけれども、平成26年からこれまで今回報告しています2月22日まで開催をしております。報告いたします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 聞かれていることなのかどうなのかちょっとはつきりしないところがあって申しわけないのですが、開催から2カ月というところにつきましては、10月の24日に審議会を開きまして、次回環境審議会でその補助金の活用について町の見解を明らかにしますという旨をその場でお伝えして終えたというふうに考えておりますので、その次回の開催が12月になったという状況でございます。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 今三谷議員さんから一連の話がありました。この事業につきましては、10月の新聞報道によって泊原発の再稼働につながるのではないのかと、そういう補助金をもらおうと言ってみれば再稼働容認ということになるのではないかという趣旨の新聞報道がなされたと記憶しております。これにつきましては、経済産業省では全く事実無根で、そういう事実はありませんということを明確におっしゃっておりますし、我々も全くそういう原発の再稼働とは関係ないもの、いわゆる自然再生可能エネルギーをどうするかというのは私たちの大きな課題であって、それを地域に生かしたいというときにこういう補助金なら使えるということがわかって、最大化をして、とにかく自然エネルギー100%の町を目指していこう、そのことによってニセコ町が先導的にエネルギー100%の町を目指すことが各地に広がっていけば、おのずと巨大エネルギーというのは必要なくなるわけでありますので、そのところはしっかりやっっていこうというのは我々の基本的な考え方でありまして、そのことはこれまでのいろんな説明会の中でもご説明をさせていただきました。これについて我々が何か揺らぐというようなことは一切ないということを断言しておきたいというふうに

思います。

あと、一般廃棄物対策検討委員会については、本当に申しわけないと思っています。私たちが廃棄物の問題、当時リサイクル率7%から今は九十二、三%になっていると思いますが、あの当時本当に廃棄物、ダイオキシンどうしようといったときに、2年強ですか、けんけんがくがくの議論をして、そのときに議会ともご相談申し上げますけれども、やっぱり専門的に一般廃棄物対策検討委員会というのを設けようということで、環境審議会とは別にそういう制度を設けて、ごみ問題を具体的に説明会どうするか細かな分類までやってきたそれが引き継がれずに開催されてこなかったというのは、本当に申しわけないと思っております。今後きちっとそういう面では廃棄物行政における位置づけの根幹として、毎年きちっと情報共有をしながら開催させていただきたいなというふうに思っております。

また、高度化の関係で、教育委員会に情報が行っていなかったというのはまことに申しわけない話で、その点は我々の不手際ということで、本当におわびを申し上げたいと思います。今後こういったことがないように、そしてできるだけいろんな場で懇談の機会がふえますように我々も努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） まず初めに、山本課長の答弁では、10月24日の審議会で求められて、次回の審議会が12月22日になったのだと、だから特に待たせたわけではないみたいな答弁なのですが、結局審議会の中での意見というのは町民参加のそういった議論の場を求めているわけですから、次の審議会を早くやってくださいという話ではないわけです。そのところを指摘しておきます。

それから、廃棄物検討委員会というのは、ニセコ町一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で設置されて、一般廃棄物処理計画に関することを検討、議論することになっている。先ほどから町長がその辺に関して謝罪していますが、これは委員会が活動していなかったわけです。これもやはりまちづくり基本条例に照らせばよくない。間違いないです。

ただ、これに関しては、私は1つ指摘しておきたいのですが、廃棄物の担当は町民生活課の生活環境係です。ここでは課長と係長2人が多分担当だと思う。この間、平成27、8年といったマイナンバー制度でいろいろ業務が大変だったというのは、私は理解しているのです。そういう意味で、ある意味ではマイナンバーという大きな業務、そしてこの廃棄物、最終処分場もあります。これからどうするかという、そういう大きな問題。そういったことで職員の配置、業務体制に無理がないのか、そこをお聞きしたい。これは、ここだけの問題ではないと思います。ニセコ町の役場の中で、あちこちでそういう問題があると思う。たまたま今回は、こういう形で町民生活課の廃棄物の係がクローズアップされてしまうのですけれども、そういう業務上の配置、業務体制、無理はなかったかお伺いしたい。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 不手際いっぱいあって、本当に申しわけないというふうに思います。

業務体制に無理はなかったか、相当無理していると思います、町全体が。それは、全体の人事配置ももちろんそうですし、今の急速に人口がふえている、いろんなところで、それぞれのところで

課題解決の仕事をやっている。それは、今、夜遅くまで働いている職員に対しても申しわけないというふうに思いますし、この間も水道においては連続で夜遅くまでの作業をやっている。そういう状況で、いかに仕事をスリム化するとか、やらなくていい仕事のリストラといいますか、そういうことも含めて組織体制とか事務とか総合的に見直す必要があるということは日々自覚しているところでありまして、その辺は今後またいろんな職員との知恵を結集して、行政改革あるいは組織改革、仕事のシェア化といいますか、そういうことも含めて検討してまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○6番（三谷典久君） 3問目です。一般廃棄物最終処分場の民間委託に至る経緯について。昨年12月14日、ニセコ町議会は、一般廃棄物最終処分場の方向性について民間施設に委託する方向で進めるとの担当課からの説明を受けました。民間施設に委託することの検討は、これまでいつどこでどのような検討が行われたのか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

一般廃棄物最終処分場の民間委託につきましては、これまで平成26年12月の一般質問において町では一般廃棄物最終処分場の整備等を基本的に行わず、民間事業者への委託を検討したいという答弁をしております。その次に平成28年12月の一般質問におきまして町内事業者、近隣町村事業者の可能性の調査において町内に管理型の最終処分場を有する事業者はおられませんが、処分委託受け入れに近隣の民間事業者1社が前向きな状況である。そして、平成29年度には循環型社会形成推進地域計画により具体的な整備計画を策定し、並行して民間事業者や関係町村との協議を進める旨答弁をさせていただいたところでございます。

この地域計画では、本年度本町の一般廃棄物の現状から、一般廃棄物最終処分場はどの程度の規模が必要か概算事業費等を検討してまいりました。また、羊蹄山麓7町村の各町村が有する最終処分場の残容量に偏在があることから、近い将来に最終処分場の建てかえ時期を迎える4町村の担当者による勉強会を開催し、単独での最終処分場の設置は小規模自治体の財政状況を逼迫する要因となり、最終処分場の単独方式、羊蹄山麓関係町村による広域方式、そして民間委託方式のメリット、デメリット、その他の課題から現実的な対応策として民間委託方式が望ましいという結論となりました。町の区域外の民間事業者への最終処分委託については、所在する町村へ事前通知による協議、意見交換が必要となることから、昨年11月10日付で倶知安町長へ事前協議書を提出し、最終処分場は関係町村もいずれ検討しなければならない事案であり、お互い共通するものであることから、当該町での民間処理について承諾する旨の連絡をいただいたところでございます。

こうした経緯により、昨年12月14日に議員協議会におきまして一般廃棄物最終処分場の方向性を説明し、平成30年度から民間委託を実施していくということについて平成29年12月の一般質問でもそのとおりの答弁をさせていただいたところでございます。平成30年2月22日には廃棄物対策検討委員会を開催し、意見を伺い、説明をさせていただいたところでございます。

こうしたニセコ町の取り組みについては、国が一般廃棄物処理についての広域処理の推進を基本としており、羊蹄山麓各町村の将来的な動きにもつながるものと考えておりますので、ご理解をお

願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） ニセコ町一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例というのがあります。その5条に町はこの条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を策定し、これを実行するものと書かれています。ということは、一般廃棄物処理計画は町の方針であり、これに基づいて調整が行われるということだと私は理解します。

この一般廃棄物処理計画は、ニセコ町一般廃棄物処理基本計画として平成26年2月に策定されています。この中で新規最終処分場は、平成30年度に残容量がゼロになる見込み、そこで新たな最終処分場を整備する必要がある。最終処分場の整備には計画、設計、調査、工事等で5年ほどかかる。平成26年度に現在の最終処分場の残余容量調査を行い、その後地域計画を作成し、国に提出することとする。新規最終処分場の整備スケジュール例においては、平成29、30年度に工事、平成31年度供用開始とあるわけです。先ほどの町長の答弁では、平成26年12月の一般質問から平成29年までの一般質問の答弁をもとにして述べておられました。この平成26年12月19日の猪狩議員に対する答弁の中で、はっきりと民間委託を断定しているのです。そして、その後平成28年12月、平成29年12月の質問に対しても同じ方針でいっています。ここで質問したいのですが、平成26年2月の一般廃棄物処理基本計画において最終処分場をつくるという計画だった。ところが、同じ年の12月の議会答弁で、町長は民間委託すると断言している。この間にどのような根拠があって民間委託に方向を変えたのかお伺いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目は、国が完全に広域行政にシフトして、単独でつくるということについてはいかがなものかという姿勢が明確にされたということ、それと近隣町村の状況を見ると民間委託でできる可能性が高いというふうに踏み、将来のニセコ町の財政を鑑みて、そういった方向で調整をということで担当を含めて関係町村長に打診をしつつ、今日を迎えたということです。

三谷議員ご指摘のとおり、廃棄物処理基本計画をきちっと改正しておくというのは、一つの手順というか、当たり前のことでありましたが、その点の改正についてなされていなかったというのは心からおわびを申し上げたいと思います。また、今般見直すことにしておりますので、その中できちっとした記述の訂正等も行って、新たな計画をつくってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 去年の議会に説明があったときに、単独方式、広域方式、民間委託の3方式での事業費の試算がありました。それを民間委託の根拠とされたわけです。この試算が出されたのは平成29年です。民間委託するという結論を出すには、こういった試算がもとになければならないと思うのです。先ほどの町長の答弁では、国が広域でやりたいのだと。近隣町村の状況ですと。これ根拠になりますか。そして、前の質問でまちづくり基本条例のところで廃棄物検討委員会が開かれていない。これは本来ここで議論すべきものです。そこでも議論していない。これは、私は非常に大きな問題ではないかと思う。町長の一存で民間委託に方向転換したことになる。民間委託あ

りきで進められてきたことになる。その間町民、議会にも説明がなかった。これは極めて大きな問題ではないでしょうか。町政は、法律あるいは条例に基づくべきだと思いますが、今回の経緯は町長の考えだけに基づいて、それに左右されていると思わざるを得ません。これは、町政の透明性と公平性を著しく損なっていると思う。特にまちづくり基本条例に照らせば、本条例からは大きく逸脱しています。今進めている最終処分場の民間委託計画をこのまま進めることはできるのでしょうか、こんなようなやり方で。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） これまでも俱知安町を初め受託いただけるるところと話し合いを進めておりますので、そのような方向でいきたいと思っております。そのことによって住民負担をできるだけ少なくして、今ある廃棄物最終処分場を少し延命化をさせる。そのことによって危機管理にも対応しているというのが基本的な考え方です。ただ、そのことの議会には答弁等で説明させていただいておりますが、住民に対して、一般廃棄物検討委員会もそうであります、早くにきちっとやっていなかったというのはまさに私の不徳のいたすところで、その責任は全て町長たる私にあります。本当に申しわけない、心からそう思っております。

○議長（高橋 守君） これにて一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

議事の都合により、3月14日から3月15日までの2日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月15日までの2日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月16日の議事日程は当日配付します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治 (自 署)

署 名 議 員 猪 狩 一 郎 (自 署)